

令和 8 年笛吹市議会

第 3 回定例会議案

笛 吹 市

目 次

報告第5号	令和7年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
承認第4号	令和8年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて
議案第70号	笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第71号	笛吹市地下水資源保護審議会条例の一部改正について
議案第72号	笛吹市税条例の一部改正について
議案第73号	笛吹市手数料条例の一部改正について
議案第74号	笛吹市福祉センター条例の一部改正について
議案第75号	笛吹市子ども・子育て会議設置条例及び笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第76号	笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
議案第77号	笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部改正について
議案第78号	令和8年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について
議案第79号	令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第80号	令和8年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第81号	令和8年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
議案第82号	令和8年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について
議案第83号	令和8年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第84号	令和8年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について

議案第85号	令和8年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第86号	令和8年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第87号	令和8年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第88号	令和8年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第89号	令和8年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第90号	令和8年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第91号	令和8年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第92号	令和7年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第93号	令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第94号	令和7年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第95号	令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第96号	令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第97号	令和7年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第98号	令和7年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第99号	令和7年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第100号	令和7年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第101号	令和7年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第102号	令和7年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第103号	令和7年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第104号	令和7年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第105号	令和7年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第106号	令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第107号	令和7年度笛吹市水道事業会計決算認定について
議案第108号	令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
議案第109号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
議案第110号	令和7年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
議案第111号	令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について
議案第112号	契約の締結について(芦川グリーンロッジ改修工事(建築主体)(債務))
議案第113号	変更契約の締結について(春日居福祉会館大規模改修工事(建築主体)(債務))
議案第114号	動産の取得について(ゼロトラスト環境構築用サーバー購入)
議案第115号	動産の取得について(学校ネットワーク改善用機器類購入)
議案第116号	市道認定について

令和 8 年笛吹市議会第 3 回定例会会期日程

○会 期：令和 8 年 8 月 31 日（火）～9 月 25 日（金）

26 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
8 月 24 日	月	議会運営委員会	午前 9 時 30 分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前 10 時 30 分	
31 日	月	本 会 議	午後 1 時 30 分	・市長行政報告・提出議案説明 ・決算審査報告
9 月 1 日	火	休 会		
2 日	水	休 会		
3 日	木	休 会		
4 日	金	休 会		
5 日	土	休 会		
6 日	日	休 会		
7 日	月	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び代表質問
8 日	火	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
9 日	水	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び一般質問 （予備日）
10 日	木	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査
11 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査
12 日	土	休 会		
13 日	日	休 会		
14 日	月	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
15 日	火	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
16 日	水	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
17 日	木	休 会	午前 9 時	（常任委員会予備日）
18 日	金	休 会		
19 日	土	休 会		
20 日	日	休 会		
21 日	月	休 会		
22 日	火	休 会		
23 日	水	休 会		
24 日	木	休 会		
25 日	金	議会運営委員会	午前 10 時	
		全員協議会	午前 11 時	
		本 会 議	午後 1 時 30 分	・委員会の審査報告・討論・採決

令和8年8月31日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



報告第 5 号

令和 7 年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見書を付して報告する。

令和7年度決算に基づく
健全化判断比率の状況（健全化法第3条）

(単位：％)				
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	7.7	0.2
早期健全化基準	12.50	17.50	25.0	350.0

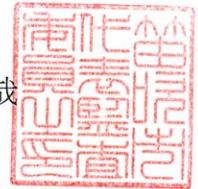
公営企業経営健全化の状況（健全化法第22条）

(単位：％)		
公営企業	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
市営春日居地区温泉給湯事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
農業集落排水特別会計	—	

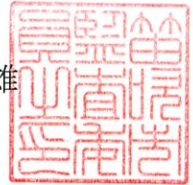
笛 監 委 第 6 6 号
令和 8 年 8 月 2 1 日

笛吹市長 山 下 政 樹 様

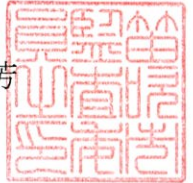
笛吹市監査委員 曾 根 哲 哉



笛吹市監査委員 蒔 田 峰 雄



笛吹市監査委員 古 屋 始 芳



令和 7 年度財政健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 2 2 条の規定により審査に付された令和 7 年度財政健全化判断比率等について、別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和 7 年 度

財政健全化判断比率等
審 査 意 見 書

笛吹市監査委員

1 審査の対象

令和7年度の決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率。

2 審査の期間

令和8年8月5日

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率について、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかに着目し、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、あわせて関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

(1) 審査意見

審査に付された下記の比率については、適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— %	12.50 %	(実質収支比率) (9.27%)
② 連結実質赤字比率	— %	17.50 %	(連結実質収支比率) (26.40%)
③ 実質公債費比率	7.7 %	25.0 %	
④ 将来負担比率	0.2 %	350.0 %	
⑤ 資金不足比率	— %	(経営健全化基準) 20.0 %	

※赤字でない時は「—」と表記

① 実質赤字比率について

令和7年度は、実質収支比率が9.27%と黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする実質赤字比率の基準は12.50%である。

② 連結実質赤字比率について

令和7年度は、連結実質収支比率が26.40%と黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする連結実質赤字比率の基準は、17.50%である。

③ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は7.7%となっており、早期の健全化を必要とする実質公債費比率の基準25.0%を下回り基準の範囲内である。

④ 将来負担比率について

将来負担額から充当可能財源等を引いた「将来負担すべき実質的な債務」は、0.2%となった。早期の健全化を必要とする将来負担比率の基準350.0%を下回り基準の範囲内である。

⑤ 資金不足比率について

算定基礎となる公営企業会計が黒字であるため、資金不足比率は算定されない。経営の健全化を必要とする経営健全化基準は20.0%である。

(2) 是正改善を要する事項

令和7年度における健全化判断比率等は早期健全化基準及び経営健全化基準の範囲内であるが、引き続き全国類似都市の各比率平均値等を常に注視しながら施策に取り組まれない。

今後も健全な財政基盤の確立のため、県内他市の財政指標及び財政運営を参考とし、長期的な視点で歳入と歳出のバランスを図りながら、財政運営が推進されるよう望むものである。

承認第 4 号

令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算(第 3 号)の専決処分の承認を
求めることについて

令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算(第 3 号)について、地方自治法第 179 条
第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求
める。

提案理由

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの食害による、市内に生育するサ
クラ、ウメ、モモ、スモモ、ハナモモ、アンズ、オウトウ及びその他バラ科樹
木の被害を防止する経費について、緊急に補正を行う必要が生じ、令和 8 年 8
月 10 日当該補正予算を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定
により本案を提出するものである。

専決第 4 号

専 決 処 分 書

令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算(第 3 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 10 日

笛吹市長 山 下 政 樹



専決処分理由

令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算(第 3 号)案について、緊急に補正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算(第 3 号)について
令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,060 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,593,713 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 2, 662, 070	千円 84, 060	千円 2, 746, 130
	2 県補助金	794, 162	84, 060	878, 222
	歳 入 合 計	48, 509, 653	84, 060	48, 593, 713

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 2, 002, 177	千円 84, 060	千円 2, 086, 237
	2 環境衛生費	371, 868	84, 060	455, 928
	歳 出 合 計	48, 509, 653	84, 060	48, 593, 713

議案第 70 号

笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改
正する条例

笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年笛吹市条例
第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「条例」の次に「(平成 16 年笛吹市条例第 12 号)」を加え、「第 21
条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改
める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用する同規則の条文
を整理するほか、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する
理由である。

笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成16年笛吹市条例第13号)新旧対照表

改正案	現行
(登録) 第4条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、笛吹市印鑑条例(平成16年笛吹市条例第12号)第4条の規定の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。	(登録) 第4条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、笛吹市印鑑条例_____第4条の規定の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項_____の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号上に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

議案第 71 号

笛吹市地下水資源保護審議会条例の一部改正について

笛吹市地下水資源保護審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市地下水資源保護審議会条例の一部を改正する条例

笛吹市地下水資源保護審議会条例(平成 16 年笛吹市条例第 145 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市長」を「会長」に改め、同条第 3 項中「委員」の次に「のうち出席した者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

会議の招集における会長の権限を明確化するとともに、議事の議決基準を適正化し、円滑な審議会運営を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市地下水資源保護審議会条例(平成16年笛吹市条例第145号)新旧対照表

改正案	現行
(会議) 第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 (略) 3 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(会議) 第3条 審議会は、市長が招集し、会長が議長となる。 2 (略) 3 審議会の議事は、委員_____の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議案第 72 号

笛吹市税条例の一部改正について

笛吹市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市税条例の一部を改正する条例

笛吹市税条例(平成 16 年笛吹市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。)(」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。)(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を

受けるものに限る。)の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 号中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 20 条第 1 項」を「、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 9 条の 2 中「法附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 17 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改

め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所

得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定(「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。)、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(3) 附則第 7 条の 4 の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 64 号)の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の笛吹市税条例(以下「新条例」という。)第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の笛吹市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税

義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の笛吹市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の笛吹市税条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の笛吹市税条例附則第 19 条の 3 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税につい

て適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の笛吹市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限等を延長するとともに、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げるほか、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市税条例(平成16年笛吹市条例第61号)新旧対照表

改正案	現行
(寄附金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特別控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除	(寄附金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特別控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除

く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号 並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号 及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

の条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であっ

者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

て、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)
若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)
を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

〔新設〕

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令**第48条の9の8**において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における**第4項**の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地**又は家屋**にあっては30万円_____、償却資産にあっては**180万円**に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度**以後**の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令**第48条の9の7の3**において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における**第3項**の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあっては30万円、**家屋にあっては20万円**、償却資産にあっては**150万円**に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度**から令和9年度まで**の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1

項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から**令和25年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から**令和12年**までの各年である場合に限る。)

には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、**附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項**の規定の適用を受

項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から**令和20年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から**令和7年**までの各年である場合に限る。)

には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項**又は附則第20条第1項**の規定の適用を受

けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法**附則第5条の6第3項又は第4項**の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(**法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。**)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法**附則第34条の2第6項**に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法**附則第34条の2第12項**の規定に該

けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法**附則第5条の6第2項**の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項_____に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法**附則第34条の2第5項**に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法**附則第34条の2第10項**の規定に該

当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下

当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

〔新設〕

〔新設〕

この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に
係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される
第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をい
う。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課す
る。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあ
るのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資
産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1
項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中
「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の
規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条
の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中
「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項
の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所
得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定
による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」
とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定
する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所

〔新設〕

得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

議案第 73 号

笛吹市手数料条例の一部改正について

笛吹市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市手数料条例の一部を改正する条例

笛吹市手数料条例(平成 16 年笛吹市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

別表の 7 の項中

350 円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円)

を

350 円
ただし、婚姻、
離婚、養子縁
組、養子離縁又
は認知の届出の
受理について、
請求により法務
省令で定める様
式による上質紙
を用いる場合
は、1 通につき
1,400 円とす
る。

に

改め、同表の 22 の項中

「300 円」

を

300 円
ただし、市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器による所得証明書又は所得課税証明書（非課税証明書を含む。）の交付の場合は、200 円とする。

に改め、同表の 25 の項中

	300 円
--	-------

を

「

1 件につき	300 円 ただし、市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器による納税証明書の交付の場合は、200 円とする。
--------	--

に改め、同表の 26 の項中

」

「

300 円(市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器による交付の場合は、200 円)
--

を

「

300 円 ただし、市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器による交付の場合は、200 円とする。
--

に改める。

」

」

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

所得証明書、所得課税証明書(非課税証明書を含む。)及び納税証明書について、証明書自動交付機能を有する機器から交付が可能になることに伴い、当該交付方法に要する手数料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市手数料条例(平成16年笛吹市条例第66号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条、第7条関係)			別表(第2条、第7条関係)		
手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額	手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1～6 (略)	(略)	(略)	1～6 (略)	(略)	(略)
7 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	<u>350円</u> <u>ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合は、1通につき1,400円とする。</u>	7 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	<u>350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円)</u>
8～21 (略)	(略)	(略)	8～21 (略)	(略)	(略)
22 所得及び資産に関する証明	1件につき	<u>300円</u> <u>ただし、市及び民間事業者が設</u>	22 所得及び資産に関する証明	1件につき	<u>300円</u>

		<u>置する証明書自動交付機能を有する機器による所得証明書又は所得課税証明書（非課税証明書を含む。）の交付の場合は、200円とする。</u>			
23・24（略）	（略）	（略）	23・24（略）	（略）	（略）
25 納税に関する証明	<u>1件につき</u>	<u>300円</u> <u>ただし、市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器による納税証明書の交付の場合は、200円とする。</u>	25 納税に関する証明		<u>300円</u>
26 印鑑に関する証明	1件につき	<u>300円</u> <u>ただし、市及び民間事業者が設置する証明書自</u>	26 印鑑に関する証明	1件につき	<u>300円（市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有す</u>

		動交付機能を有する機器による交付の場合は、 <u>200円とする。</u>			る機器による交付の場合は、 <u>200円)</u>
27～42 (略)	(略)	(略)	27～42 (略)	(略)	(略)

議案第 74 号

 笛吹市福祉センター条例の一部改正について
 笛吹市福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 一 号

 笛吹市福祉センター条例の一部を改正する条例
 笛吹市福祉センター条例(平成 16 年笛吹市条例第 119 号)の一部を次のよう
に改正する。

 第 7 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

 (2) 笛吹市春日居福祉会館

 ア 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)
 に規定する休日である場合は、その翌日)

 イ 12 月 31 日及び翌年の 1 月 1 日(集会室及び会議室については、12 月
 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)

 ウ その他市長が必要と認める日

 第 8 条第 1 項を次のように改める。

 福祉センターの利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、
 笛吹市春日居福祉会館やまゆりの湯については、午前 10 時から午後 9 時ま
 でとする。

 第 12 条第 1 項中「者は」の次に「、利用の許可を受けたときは」を加え
る。

 第 13 条に次のただし書を加える。

 ただし、笛吹市春日居福祉会館やまゆりの湯の使用料又は利用料金は除く。

 別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 11 条関係)

1 笛吹市八代福祉センター

区分	使用料(1 時間当たり)
各室	300 円

備考

- 1 市民以外の者(利用者が団体の場合であって、利用人数の過半数を市民
以外の者が占める場合を含む。)が使用する場合は、上記使用料の 2 倍
の額とする。
- 2 利用時間は、準備、片付け、清掃の所要時間を含むものとする。
- 3 多目的ホール及び 2 階和室は、可動間仕切を取りはずして利用した場

合は、2 室とする。

2 笛吹市春日居福祉会館

(1) やまゆりの湯

利用者区分		使用料	
		市民	市民以外の者
大人(中学生以上)		450 円	800 円
高齢者(65 歳以上)・障がい者・小学生 (小学生未満は無料)		230 円	400 円
回数券(12 回券)	大人	4,500 円	
	高齢者・障がい者・小学生	2,300 円	

備考 障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された者とする。

(2) 集会室及び会議室

利用者施設区分	使用料(1 時間当たり)
2 階第 1 集会室(舞台付き)	500 円
2 階第 2 集会室	250 円
2 階会議室(第 1、第 2、第 3)	150 円

備考

- 1 市民以外の者(利用者が団体の場合であって、利用人数の過半数を市民以外の者が占める場合を含む。)が使用する場合は、上記使用料の 2 倍の額とする。
- 2 利用時間は、準備、片付け、清掃の所要時間を含むものとする。
- 3 入浴する者については、前号の料金を徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の笛吹市福祉センター条例第 2 条に規定する笛吹市福祉センターに係る利用の許可及び使用料又は利用料金の減免並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条

例の規定の例によりすることができる。

提案理由

春日居福祉会館のリニューアルオープンに伴い、八代福祉センター及び春日居福祉会館に係る開館日時、利用料金等を改めるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市福祉センター条例(平成16年笛吹市条例第119号)新旧対照表

改正案	現行
(休館日) 第7条 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 笛吹市春日居福祉会館 <u>ア 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)</u> <u>イ 12月31日及び翌年の1月1日(集会室及び会議室については、12月29日から翌年の1月3日まで)</u> <u>ウ その他市長が必要と認める日</u> 2・3 (略) (利用時間) <u>第8条 福祉センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</u> <u>ただし、笛吹市春日居福祉会館やまゆりの湯については、午前10時から午後9時までとする。</u> 2・3 (略) (利用料金)	(休館日) 第7条 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 笛吹市春日居福祉会館 <u>ア 火曜日</u> <u>イ 祝日法に規定する休日</u> <u>ウ 12月28日から翌年の1月4日まで</u> 2・3 (略) (利用時間) <u>第8条 福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 笛吹市八代福祉センター 午前9時から午後10時まで</u> <u>(2) 笛吹市春日居福祉会館</u> <u>ア 4月1日から9月30日まで 午前10時から午後8時まで</u> <u>イ 10月1日から3月31日まで 午前10時から午後7時まで</u> 2・3 (略) (利用料金)

第12条 前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、福祉センターを利用する者は、利用の許可を受けたときは
は、指定管理者に福祉センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

2・3 (略)

(使用料又は利用料金の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料又は利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、笛吹市春日居福祉会館やまゆりの湯の使用料又は利用料金は除く。

(1)～(3) (略)

別表第2(第11条関係)

1 笛吹市八代福祉センター

区分	使用料(1時間当たり)
各室	300円

備考

- 1 市民以外の者(利用者が団体の場合であって、利用人数の過半数を市民以外の者が占める場合を含む。)が使用する場合は、上記使用料の2倍の額とする。
- 2 利用時間は、準備、片付け、清掃の所要時間を含むものとする。
- 3 多目的ホール及び2階和室は、可動間仕切を取りはずして利用した場合は、2室とする。

第12条 前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、福祉センターを利用する者は_____、指定管理者に福祉センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

2・3 (略)

(使用料又は利用料金の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料又は利用料金を減額し、又は免除することができる。_____

(1)～(3) (略)

別表第2(第11条関係)

1 笛吹市八代福祉センター使用料金表

使用料				
区分	午前9時から午後12時まで	午後1時から午後5時まで	1日午前9時から午後5時まで	夜間午後5時から午後10時まで
各室	600円	800円	1,600円	1,000円

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、使用料の50%を加算いたします。
- 2 利用時間内には、準備、片付け、清掃の所要時間も含まれます。
- 3 笛吹市八代福祉センターの多目的ホール及び2階和室は、可動間仕切を取りはずして利用した場合は、2室とする。

2 笛吹市春日居福祉会館

(1) やまゆりの湯

利用者区分		使用料	
		市民	市民以外の者
大人(中学生以上)		450 円	800 円
高齢者(65 歳以上)・障がい者・小学生 (小学生未満は無料)		230 円	400 円
回数券(12 回券)	大人	4,500 円	
	高齢者・障がい者・小学生	2,300 円	

備考 障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された者とする。

(2) 集会室及び会議室

利用者施設区分	使用料(1時間当たり)
2階第1集会室(舞台付き)	500円
2階第2集会室	250円
2階会議室(第1、第2、第3)	150円

備考

- 1 市民以外の者(利用者が団体の場合であって、利用人数の過半数を市民以外の者が占める場合を含む。)が使用する場合は、上記使用料の2倍の額とする。

2 笛吹市春日居福祉会館使用料金表

(1) 利用者区分

利用者区分	使用料			納付期限
	利用券 (1日)	回数券 (11回券)	フリーパス券 (発行日から3 0日間有効)	
市内在住者	250円	2,500円	3,000円	利用の許可を受けたとき。
市外在住者	500円			

(2) 施設区分

利用者施設区分	使用料		納付期限
2階第1集会室(舞台付き)	1日 3,000円	4時間以内 2,000円	利用の許可を受けたとき。
		円	
2階第2集会室	1日 2,000円	4時間以内 1,000円	
		円	
2階第1・第2集会室	1日 5,000円	4時間以内 3,000円	
		円	
2階会議室	1日 1,000円	4時間以内 500円	

- | | |
|---|---|
| <p>2 <u>利用時間は、準備、片付け、清掃の所要時間を含むものとする。</u></p> <p>3 <u>入浴する者については、前号の料金を徴収するものとする。</u></p> | <p><u>ただし、入浴する者については、前号の料金を徴収するものとする。</u></p> |
|---|---|

議案第 75 号

笛吹市子ども・子育て会議設置条例及び笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

笛吹市子ども・子育て会議設置条例及び笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市子ども・子育て会議設置条例及び笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(笛吹市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市子ども・子育て会議設置条例(平成 25 年笛吹市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改める。

(笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 23 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、引用する同法に項ずれが生じたため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】 笛吹市子ども・子育て会議設置条例(平成25年笛吹市条例第30号)新旧対照表

改正案	現行
(審議等事項) 第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。 (1) (略) (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第4項に規定する事項を処理すること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	(審議等事項) 第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。 (1) (略) (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第2項に規定する事項を処理すること。 (3)～(5) (略) 2 (略)

【第2条関係】 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第14号)新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(22) (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(22) (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) (略)

議案第 76 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
額等に関する条例の一部改正について

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
額等に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例(平成 27 年笛吹市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 3 号中「第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条
の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、引用する同法に条ずれが生じたため、
所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年笛吹市条例第16号)新旧対照表

改正案						現行					
別表(第3条関係)						別表(第3条関係)					
各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額／人)(単位：円)				各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額／人)(単位：円)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1 ～ 8 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 ～ 8 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考						備考					
1・2 (略)						1・2 (略)					
3 この表の「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。なお、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、 第5条の4第5項						3 この表の「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。なお、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、 第5条の4第6項、第5条の4の2第5					

—、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4～7 (略)

項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4～7 (略)

議案第 77 号

笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部改正について

笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

笛吹市スポーツ推進審議会条例(平成 16 年笛吹市条例第 113 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「(会議)」に改め、同条第 2 項中「会長」を「議長」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

会議の招集に係る規定を新設し、円滑な審議会運営を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市スポーツ推進審議会条例(平成16年笛吹市条例第113号)新旧対照表

改正案	現行
<u>(会議)</u> 第7条 <u>審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決するところによる。	<u>(議事)</u> 第7条 [新設] <u>-</u> (略) <u>2</u> 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>会長</u>の決するところによる。

議案第 78 号

令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算(第 4 号)について

令和 8 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,943,899 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,537,612 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,834,152	2,066	5,836,218
	1 国庫負担金	4,898,484	604	4,899,088
	2 国庫補助金	917,006	1,462	918,468
16	県支出金	2,746,130	88,354	2,834,484
	2 県補助金	878,222	88,354	966,576
18	寄附金	4,936,060	20,500	4,956,560
	1 寄附金	4,936,060	20,500	4,956,560
19	繰入金	7,916,936	231,390	8,148,326
	1 特別会計繰入金	0	108,662	108,662
	2 基金繰入金	7,916,936	122,728	8,039,664
20	繰越金	400,000	1,483,302	1,883,302
	1 繰越金	400,000	1,483,302	1,883,302
21	諸収入	269,536	787	270,323
	4 雑入	213,867	787	214,654
22	市債	4,712,136	117,500	4,829,636
	1 市債	4,712,136	117,500	4,829,636
歳 入 合 計		48,593,713	1,943,899	50,537,612

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,267,420	127,113	8,394,533
	1 総務管理費	7,449,890	118,441	7,568,331
	2 徴税費	486,934	8,672	495,606
3	民生費	15,827,190	361,908	16,189,098
	1 社会福祉費	6,791,541	80,137	6,871,678
	2 児童福祉費	7,233,673	232,098	7,465,771
	3 生活保護費	1,801,976	49,673	1,851,649
4	衛生費	2,086,237	4,262	2,090,499
	1 保健衛生費	976,177	2,451	978,628
	4 環境対策費	115,227	1,811	117,038
6	農林水産業費	990,373	61,401	1,051,774
	1 農業費	921,285	61,401	982,686
7	商工費	539,388	21,491	560,879
	1 商工費	539,388	21,491	560,879
9	消防費	2,137,544	11,666	2,149,210
	1 消防費	2,137,544	11,666	2,149,210
10	教育費	4,934,039	31,927	4,965,966
	2 小学校費	491,744	103	491,847
	3 中学校費	628,079	8,647	636,726
	4 社会教育費	931,092	22,544	953,636
	6 学校給食費	978,553	633	979,186
13	諸支出金	4,969,162	1,324,131	6,293,293
	2 基金費	4,969,162	1,324,131	6,293,293
歳 出 合 計		48,593,713	1,943,899	50,537,612

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款		項	事業名	金額
10	教育費	4	社会教育費	いちのみや桃の里ふれあい文化館管理運営事業
				19,107

第3表 債務負担行為補正

1. 追加 (単位：千円)

事 項	期 間	限度額
石和第一保育所改築事業（追加分）	令和9年度	3,317
公の施設に係る指定管理者の指定について（石和温泉駅前観光案内所）（追加分）	令和9年度	1,228
さくら温泉通りイルミネーションリース料（追加分）	令和9年度 から 令和10年度	14,464

2. 変更 (単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
芦川グリーンロッジ改修事業	令和8年度 から 令和9年度	239,402	令和8年度 から 令和9年度	247,659

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
一 般 事 業 債	1,185,800	証 書 又 は 証 券 行 発 行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率見直し を行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。	1,297,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
社会福祉施設整備事業債	582,600				592,200			
過疎対策事業債	171,900				177,400			
防災対策事業債	33,700				34,400			
施設整備事業債	242,100				232,500			

議案第 79 号

令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,437 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,941,262 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,855,191	7,909	1,863,100
	1 国民健康保険税	1,855,191	7,909	1,863,100
4	県支出金	5,393,922	844	5,394,766
	1 県補助金	5,393,922	844	5,394,766
6	繰入金	631,209	△7,909	623,300
	2 基金繰入金	55,209	△7,909	47,300
7	繰越金	1	23,593	23,594
	1 繰越金	1	23,593	23,594
歳 入 合 計		7,916,825	24,437	7,941,262

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	5,247,710	844	5,248,554
	2 高額療養費	668,517	844	669,361
7	基金積立金	5,047	21,210	26,257
	1 基金積立金	5,047	21,210	26,257
9	諸支出金	9,121	2,383	11,504
	1 償還金及び還付加算金	9,120	2,383	11,503
歳 出 合 計		7,916,825	24,437	7,941,262

議案第 80 号

令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 174,904 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,620,831 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	1	162,111	162,112
	1 繰越金	1	162,111	162,112
9	諸収入	281	12,793	13,074
	1 雑入	277	12,793	13,070
歳 入 合 計		7,445,927	174,904	7,620,831

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	基金積立金	2,157	59,082	61,239
	1 基金積立金	2,157	59,082	61,239
6	諸支出金	3,000	115,822	118,822
	1 償還金及び還付加算金	3,000	61,333	64,333
	2 繰出金	0	54,489	54,489
歳 出 合 計		7,445,927	174,904	7,620,831

議案第 81 号

令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,015 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,436,427 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	500	71,015	71,515
	1 繰越金	500	71,015	71,515
歳 入 合 計		2,365,412	71,015	2,436,427

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		千円 662	千円 54,174	千円 54,836
	2 繰出金	0	54,174	54,174
4 予備費		500	16,841	17,341
	1 予備費	500	16,841	17,341
歳 出 合 計		2,365,412	71,015	2,436,427

議案第 82 号

令和 8 年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市森林経営管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,569 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,328 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰越金	0	10,569	10,569
	1 繰越金	0	10,569	10,569
	歳 入 合 計	20,759	10,569	31,328

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	基金積立金	98	10,569	10,667
	1 基金積立金	98	10,569	10,667
	歳 出 合 計	20,759	10,569	31,328

議案第 83 号

令和 8 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 672 千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,296 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円 23,194	千円 672	千円 23,866
	1 繰越金	23,194	672	23,866
歳入合計		23,624	672	24,296

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 13,607	千円 672	千円 14,279
	1 予備費	13,607	672	14,279
歳 出 合 計		23,624	672	24,296

議案第 84 号

令和 8 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,120 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		千円 1,988	千円 29	千円 2,017
	1 繰越金	1,988	29	2,017
	歳 入 合 計	2,091	29	2,120

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	予備費	1,863	29	1,892
	1 予備費	1,863	29	1,892
	歳 出 合 計	2,091	29	2,120

議案第 85 号

令和 8 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補
正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 65 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,449 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	8,218	65	8,283
	1 繰越金	8,218	65	8,283
歳 入 合 計		8,384	65	8,449

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 6,878	千円 65	千円 6,943
	1 予備費	6,878	65	6,943
	歳 出 合 計	8,384	65	8,449

議案第 86 号

令和 8 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 357 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	252	34	286
	1 繰越金	252	34	286
歳 入 合 計		323	34	357

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円	千円	千円
		191	34	225
	1 予備費	191	34	225
歳 出 合 計		323	34	357

議案第 87 号

令和 8 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 76 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,219 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	22,805	76	22,881
	1 繰越金	22,805	76	22,881
歳 入 合 計		23,143	76	23,219

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 20,768	千円 76	千円 20,844
	1 予備費	20,768	76	20,844
	歳 出 合 計	23,143	76	23,219

議案第 88 号

令和 8 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補
正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,176 千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,191 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰越金	1,936	3,176	5,112
	1 繰越金	1,936	3,176	5,112
歳 入 合 計		2,015	3,176	5,191

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円	千円	千円
		556	3,176	3,732
	1 予備費	556	3,176	3,732
歳 出 合 計		2,015	3,176	5,191

議案第 89 号

令和 8 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 801 千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,508 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3	繰越金	千円 3,324	千円 801	千円 4,125
	1 繰越金	3,324	801	4,125
歳入合計		3,707	801	4,508

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 3,203	千円 801	千円 4,004
	1 予備費	3,203	801	4,004
	歳 出 合 計	3,707	801	4,508

議案第 90 号

令和 8 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,929 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	12,274	32	12,306
	1 繰越金	12,274	32	12,306
	歳 入 合 計	12,897	32	12,929

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 11,684	千円 32	千円 11,716
	1 予備費	11,684	32	11,716
	歳 出 合 計	12,897	32	12,929

議案第 91 号

令和 8 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計補正予算(第 1 号)について

令和 8 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正
予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 372 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円	千円	千円
		258	16	274
	1 繰越金	258	16	274
歳 入 合 計		356	16	372

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円	千円	千円
		165	16	181
	1 予備費	165	16	181
歳 出 合 計		356	16	372

議案第 92 号

令和 7 年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市一般会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 93 号

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 94 号

令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 95 号

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 96 号

令和 7 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 97 号

令和 7 年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 98 号

令和 7 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 99 号

令和 7 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会
計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出
決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 100 号

令和 7 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳
入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 101 号

令和 7 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 102 号

令和 7 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 103 号

令和 7 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳
入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 104 号

令和 7 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 105 号

令和 7 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 106 号

令和 7 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳
出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 107 号

令和 7 年度笛吹市水道事業会計決算認定について

令和 7 年度笛吹市水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 7 年度

笛 吹 市 水 道 事 業 会 計 決 算 書

令和 7 年度 笛吹市水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】						(単位:円)	
区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	1,721,266,000	△ 537,000	0	1,720,729,000	1,701,182,935	△ 19,546,065	113,393,830
第1項 営業収益	1,320,101,000	0	0	1,320,101,000	1,302,679,238	△ 17,421,762	113,112,375
第2項 営業外収益	401,165,000	△ 537,000	0	400,628,000	394,623,281	△ 6,004,719	281,455
第3項 特別利益	0	0	0	0	3,880,416	3,880,416	0

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 水道事業費用	1,721,266,000	△ 537,000	0	0	0	1,720,729,000	0	1,720,729,000	1,632,856,294	0	87,872,706	76,547,658
第1項 営業費用	1,585,297,000	△ 8,956,000	0	△ 11,000	0	1,576,330,000	0	1,576,330,000	1,518,929,242	0	57,400,758	76,547,658
第2項 営業外費用	130,578,000	8,419,000	0	11,000	0	139,008,000	0	139,008,000	111,755,712	0	27,252,288	0
第3項 特別損失	2,391,000	0	0	0	0	2,391,000	0	2,391,000	2,171,340	0	219,660	0
第4項 予備費	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000	0	0	3,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	613,309,000	2,090,000	615,399,000	132,558,000	0	747,957,000	452,765,254	△ 295,191,746	0
第1項 企業債	350,000,000	0	350,000,000	116,600,000	0	466,600,000	311,000,000	△ 155,600,000	0
第2項 出資金	58,537,000	0	58,537,000	0	0	58,537,000	58,537,714	714	0
第3項 負担金	204,772,000	2,090,000	206,862,000	15,958,000	0	222,820,000	83,227,540	△ 139,592,460	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	1,186,699,000	4,442,000	0	1,191,141,000	149,909,000	0	1,341,050,000	912,570,182	94,885,000	0	94,885,000	333,594,818	38,042,272
第1項 建設改良費	742,262,000	4,442,000	0	746,704,000	149,909,000	0	896,613,000	468,134,023	94,885,000	0	94,885,000	333,593,977	38,042,272
第2項 企業債償還金	444,437,000	0	0	444,437,000	0	0	444,437,000	444,436,159	0	0	0	841	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 459,804,928 円は、過年度分消費税資本的収支調整額 19,377,100 円、過年度分損益勘定留保資金 348,091,027 円、当年度分損益勘定留保資金 92,336,801 円で補てんした。

令和7年度 笛吹市水道事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 給水収益	1,112,302,435	
(2) 受託工事収益	1,662,481	
(3) その他営業収益	<u>75,601,947</u>	1,189,566,863

2. 営業費用

(1) 原水及び浄水費	582,416,776	
(2) 配水及び給水費	74,538,694	
(3) 受託工事費	1,511,347	
(4) 総係費	220,564,372	
(5) 減価償却費	560,778,715	
(6) 資産減耗費	0	
(7) その他営業費用	<u>2,571,680</u>	<u>1,442,381,584</u>

営 業 利 益

△ 252,814,721

3. 営業外収益

(1) 受取利息	2,806,914	
(2) 他会計補助金	257,328,594	
(3) 長期前受金戻入	121,828,140	
(4) 売電事業収益	2,664,614	
(5) 雑収益	10,012,044	
(6) 国庫補助金	<u>0</u>	394,640,306

4. 営業外費用

(1) 支払利息	89,899,814		
(2) 雑支出	15,481,774		
(3) 売電事業費	<u>0</u>	<u>105,381,588</u>	<u>289,258,718</u>

経 常 利 益

36,443,997

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	<u>3,880,416</u>	3,880,416

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	2,171,340		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>2,171,340</u>	<u>1,709,076</u>

当 年 度 純 利 益

38,153,073

前年度繰越利益剰余金

122,867

当年度末処分利益剰余金

38,275,940

令和7年度 笛吹市水道事業剰余金計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		国庫補助金	工事負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	7,973,834,269	16,644,000	0	16,644,000	25,000,000	62,000,000	1,126,716,253	104,122,867	1,317,839,120	9,308,317,389
前年度処分額	0	0	0	0	1,000,000	3,000,000	100,000,000	△ 104,000,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	1,000,000	3,000,000	100,000,000	△ 104,000,000	0	0
	未処分利益剰余金への処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	1,000,000	0	0	△ 1,000,000	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	3,000,000	0	△ 3,000,000	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	100,000,000	△ 100,000,000	0	0
	資本金へ組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度資本金への繰入れ	58,537,714	0	0	0	0	0	0	0	58,537,714
処分後残高	8,032,371,983	16,644,000	0	16,644,000	26,000,000	65,000,000	1,226,716,253	(繰越利益剰余金) 122,867	1,317,839,120	9,366,855,103
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	38,153,073	38,153,073	38,153,073
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	38,153,073	38,153,073	38,153,073
当年度末残高	8,032,371,983	16,644,000	0	16,644,000	26,000,000	65,000,000	1,226,716,253	(当年度未処分利益剰余金) 38,275,940	1,355,992,193	9,405,008,176

別表第十三号（第十二条関係）

剰余金処分計算書様式

令和7年度 笛吹市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	建設改良積立金	未処分利益剰余金
当年度末残高	8,032,371,983	16,644,000	1,226,716,253	38,275,940
議会の議決による処分額	0	0	△ 140,000,000	△ 38,200,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	△ 1,000,000
利益積立金の積立	0	0	0	△ 2,200,000
建設改良積立金の積立	0	0	0	△ 35,000,000
資本金への組入れ	0	0	0	0
建設改良積立金の取崩	0	0	△ 140,000,000	0
処分後残高	8,032,371,983	16,644,000	1,086,716,253	（繰越利益剰余金） 75,940

令和 7 年度 笛吹市水道事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		694,660,098	
ロ. 建物	2,025,892,528		
減価償却累計額	<u>△544,208,434</u>	1,481,684,094	
ハ. 構築物	22,877,840,385		
減価償却累計額	<u>△10,845,248,462</u>	12,032,591,923	
ニ. 機械及び装置	7,492,137,557		
減価償却累計額	<u>△4,254,262,792</u>	3,237,874,765	
ホ. 車両運搬具	6,761,031		
減価償却累計額	<u>△4,481,459</u>	2,279,572	
ヘ. 工具器具及び備品	78,148,060		
減価償却累計額	<u>△44,338,749</u>	33,809,311	
有形固定資産合計			17,482,899,763

(2) 無形固定資産

イ. 水利権	599,119,440		
無形固定資産合計		599,119,440	

固定資産合計			<u>18,082,019,203</u>
--------	--	--	-----------------------

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		1,776,725,961	
(2) 未収金	129,695,117		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 2,602,000</u>	127,093,117	
(4) 貯蔵品		744,500	
(5) 前払費用		962,200	
(6) 前払金		<u>23,740,000</u>	
流動資産合計			<u>1,929,265,778</u>
資産合計			<u><u>20,011,284,981</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	6,147,538,006	
固定負債合計		6,147,538,006

4. 流動負債

(1) 企業債	419,669,162	
(2) 未払金	292,133,311	
(3) 引当金	7,448,000	
(4) 預り金	60,076,350	
流動負債合計		779,326,823

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	6,547,398,563	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 2,867,986,587	
繰延収益合計		3,679,411,976
負債合計		10,606,276,805

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	1,293,795,470	
(2) 繰入資本金	5,496,589,038	
(3) 組入資本金	1,241,987,475	
資本金合計		8,032,371,983

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ. 工事負担金	0	
ロ. 国庫補助金	16,644,000	
資本剰余金合計		16,644,000
(2) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	26,000,000	
ロ. 利益積立金	65,000,000	
ハ. 建設改良積立金	1,226,716,253	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	38,275,940	
利益剰余金合計		1,355,992,193
剰余金合計		1,372,636,193
資本合計		9,405,008,176
負債、資本合計		20,011,284,981

注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 建物 50年
 - 構築物 10～58年
 - 機械及び装置 8～17年
 - 工具器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 水利権 55年

2. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金 職員の退職手当は、「企業会計職員退職手当について」の覚書に基づき、退職金が退職手当組合の積立額に不足する場合の追加的な費用は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
- (3) 賞与引当金 職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、「水道事業の企業債に係る一般会計負担分について」の覚書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は453,364,780円である。

4. その他の注記

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和7年度 笛吹市水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事業

(営業)

給水状況については、総配水量 9,402,319 m³、有収水量は 7,291,868 m³となり、有収率については、77.6 %となりました。
給水世帯数は 30,060 戸、給水人口は 64,334 人で、給水区域内人口 65,902 人に対して 97.6 %の普及率となりました。
有収水量は前年度に対して 38,560 m³の減、給水収益は前年度に対して 5,902,548 円の減となりました。
また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費・工事費等にかかる、資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(建設改良)

配水管工事として、石和町広瀬地内において重要管路の耐震化工事を行いました。また、新山梨環状線及び下水道工事に伴い、石和町唐柏、河内、下平井、御坂町栗合及び二之宮地内において配水管布設替工事を行いました。
施設改良工事では、石和町川中島配水場、一宮町中原配水場及び境川町東部中央配水池において配水ポンプの更新を行いました。また、御坂町金川原、上黒駒地内において特殊弁類の更新工事を行いました。

(経理)

収益的収支では収入 1,588,087,585 円に対して、支出 1,549,934,512 円で差引き 38,153,073 円の当期純利益となりました。
資本的収支では、459,804,928 円の不足が生じたので、補てん財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和7年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は102.35%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は80.6%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、48.31%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は34.86%、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.14%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 57 号	令和7年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）	令和7年6月10日	令和7年6月26日
第 70 号	笛吹市水道事業給水条例の一部改正	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 87 号	令和7年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 104 号	令和6年度 笛吹市水道事業会計決算認定	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 122 号	笛吹市水道事業給水条例の一部改正	令和7年12月2日	令和7年12月17日
第 132 号	令和7年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）	令和7年12月2日	令和7年12月17日
第 15 号	令和7年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）	令和8年2月20日	令和8年3月12日
第 33 号	令和8年度 笛吹市水道事業会計予算	令和8年2月20日	令和8年3月24日

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	提 出 先	認 可 年 月 日
令和7年7月22日	令和7年度 上水道事業債同意申請	山梨県知事	令和7年8月29日

(5) 職員に関する事項

職 種 別	令和8年3月31日現在	令和7年3月31日現在	増 減
事務史員	17 人	17 人	0 人
技能職員	0 人	0 人	0 人
計	17 人	17 人	0 人

2. 工事

(1) 建設工事の概要

(石和地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設替工事	HPPE φ 75 L=208.9m HPPE φ 50 L=15.2m N=5件	24,029,500	令和7年9月30日	令和8年3月31日	下平井地内
配水管布設替工事	DIP-GX φ 200 L=274.7m N=2件	26,117,300	令和7年12月2日	令和8年3月26日	四日市場・広瀬地内
配水管布設替工事	HPPE φ 100 L=138m	11,939,400	令和7年4月1日	令和7年6月27日	唐柏地内
配水管布設替工事	DIP-GX φ 250 L=130m N=3件	44,663,300	令和6年12月24日	令和7年5月19日	四日市場地内
施設改良工事	機械設備工事一式 電気設備工事一式	18,700,000	令和7年7月29日	令和8年3月16日	小石和地内
施設改良工事	水位調整弁・ストレーナ更新	11,550,000	令和7年10月21日	令和8年3月16日	川中島地内
施設改良工事	機械設備工事一式 電気設備工事一式	51,920,000	令和6年9月10日	令和7年5月21日	中川地内

(御坂地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設替工事	HPPE φ 75 L=77.7m HPPE φ 100 L=13.0m N=9件	11,723,800	令和7年9月2日	令和8年2月25日	栗合地内
配水管布設工事	HPPE φ 75 L=137.3m N=6件	9,937,070	令和7年9月30日	令和7年12月19日	二之宮地内
配水管布設替工事	HPPE φ 75 L=165m N=9件 HPPE φ 50 L=1m 消火栓=1基	15,882,900	令和7年9月30日	令和8年3月16日	二之宮地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=842㎡ コンクリート舗装工 A= 86㎡	9,543,600	令和7年10月21日	令和8年1月28日	上黒駒地内
舗装本復旧工事	上層路盤工 A=1,390㎡ 不陸整正工 A=1,340㎡	21,568,800	令和7年12月2日	令和8年3月16日	上黒駒地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=1,390㎡ インターロッキングブロック舗装工 A=76㎡	12,486,100	令和7年12月16日	令和8年3月25日	金川原地内
施設改良工事	水位調整弁（電磁弁・フロート制御）	7,590,000	令和7年12月2日	令和8年3月2日	上黒駒地内

(八代地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=1,230㎡	9,799,900	令和7年10月21日	令和8年2月17日	増利地内
施設改良工事	外ネジ式電動仕切弁更新 1台	4,675,000	令和6年12月24日	令和7年6月13日	増利地内

(一宮地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=476㎡	5,486,800	令和7年10月21日	令和8年1月28日	小城地内
施設改良工事	ポンプユニット新設一式 機械設備工事・電気設備工事 各一式	6,600,000	令和7年12月2日	令和8年3月6日	竹原田地内

(境川地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設工事	HPPE φ75 L=141.7m HIVP φ50 L=2.5m	4,917,000	令和7年11月11日	令和8年3月13日	大坪地内
施設改良工事	ポンプユニット据付一式 既設盤制御機能増設一式	4,840,000	令和8年1月13日	令和8年3月25日	小黒坂地内

(春日居地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
給水管布設工事	N=4件	3,961,100	令和8年3月17日	令和8年3月30日	下岩下地内

3. 業務

(1) 業務量

事 項		単 位	令 和 7 年 度	令和 6 年 度	比 較	
					増 減	比 率 %
年 度 末 給 水 人 口		人	64,334	64,820	△486	99.3
計 画 給 水 人 口		人	71,300	71,300	0	100.0
普 及 率		%	90.2	90.9	△0.7	99.2
年 度 末 給 水 世 帯		戸	30,060	29,867	193	100.6
配 水 量	年 間	m ³	9,402,319	9,262,306	140,013	101.5
	1 月 平 均	m ³	783,527	771,859	11,668	101.5
	1 日 平 均	m ³	25,760	25,376	384	101.5
有 収 水 量	年 間	m ³	7,291,868	7,330,428	△38,560	99.5
	1 月 平 均	m ³	607,656	610,869	△3,213	99.5
	1 日 平 均	m ³	19,978	20,083	△105	99.5
1 日 最 大 配 水 量		m ³	28,769	27,475	1,294	
有 収 率		%	77.6	79.1	△1.5	

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給 水 収 益} \quad 1,112,302,435}{\text{有 収 水 量} \quad 7,291,868} = \underline{152.5 \text{ 円}/\text{m}^3}$$

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経 常 費 用} \quad 1,547,763,172 \quad - \quad (\text{長期前受金戻入} + \text{受託工事費} + \text{材料及不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) \quad 168,493,455}{\text{有 収 水 量} \quad 7,291,868} = \underline{189.2 \text{ 円}/\text{m}^3}$$

4. 会計

(1) 主要契約の要旨

(石和地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和7年9月29日	24,029,500	下水道関連配水管布設替工事（石和1工区）	(有)石倉興業	
令和7年12月1日	26,117,300	四日市場・広瀬地内配水管布設替工事（2工区）	(有)松山興業	
令和7年3月31日	11,939,400	新環状道路関連配水管布設替工事（唐柏2工区）（繰越）	(株)石原設備	
令和6年12月3日	44,663,300	四日市場地内配水管布設替工事（1工区）（繰越）	(有)松山興業	
令和7年7月28日	18,700,000	小石和浄水場No.2配水ポンプ更新工事	(株)関東日立山梨支社	
令和7年10月20日	11,550,000	川中島配水場No.1配水ポンプ更新工事	(株)関東日立山梨支社	
令和6年9月9日	51,920,000	中川配水場機械電気設備更新工事（繰越）	(株)関東日立山梨支社	

(御坂地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和7年9月1日	11,723,800	下水道関連配水管布設替工事（御坂1工区）	(有)石倉興業	
令和7年9月29日	9,937,070	二之宮地内配水管布設工事	(株)石原設備	
令和7年9月29日	15,882,900	下水道関連配水管布設替工事（御坂2工区）	(株)石原設備	
令和7年10月20日	9,543,600	舗装本復旧工事（御坂3工区）	(株)MUKA I	
令和7年12月1日	21,568,800	舗装本復旧工事（御坂1工区）	中央舗道建設(有)	
令和7年12月15日	12,486,100	舗装本復旧工事（御坂2工区）	(株)MUKA I	
令和7年12月1日	7,590,000	第一配水池 十郎系水位調整弁更新工事	(有)タナカ設備	

(八代地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和7年10月20日	9,799,900	舗装本復旧工事（八代1工区）	(株)カイン	
令和6年12月23日	4,675,000	崩山第二浄水場送水電動弁更新工事	甲信商事(株)甲府支店	

(一宮地区)

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和7年10月20日	5,486,800	舗装本復旧工事 (一宮1工区)	(株)日昇建設	
令和7年12月1日	6,600,000	竹原田配水池ポンプ更新工事	(株)関東日立山梨支社	

(境川地区)

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和7年11月10日	4,917,000	石橋産業導入地区配水管布設工事 (4工区)	(有)宮下設備	
令和8年1月9日	4,840,000	東部中央配水池ポンプ更新工事	(株)関東日立山梨支社	

(春日居地区)

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和8年3月16日	3,961,100	下岩下地内給水管布設工事	(有)宮下設備	

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	6,700,643,327	311,000,000	444,436,159	6,567,207,168

※ (補助金等の使途について)

- ア 資本的収入の工事負担金81,896,540円については、全額工事請負費の課税仕入 (特定収入) に充当しました。
- イ 資本的収入の他会計負担金1,331,000円については、全額工事請負費の課税仕入 (特定収入) に充当しました。
- ウ 収益的収入の受託工事収益1,662,481円については、全額工事請負費の課税仕入 (特定収入) に充当しました。
- エ 収益的収入のその他営業収益49,466,088円については、全額委託料等の課税仕入 (特定収入) に充当しました。
- オ 収益的収入の他会計補助金257,328,594円については、企業債利息や減価償却費等の課税仕入以外 (特定収入以外) に233,185,134円、委託料等の課税仕入 (特定収入) に24,143,460円を充当しました。

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	給 水 収 益	1, 112, 302, 435
	受 託 工 事 収 益	1, 662, 481
	そ の 他 営 業 収 益	75, 601, 947
営 業 外 収 益	受 取 利 息	2, 806, 914
	他 会 計 補 助 金	257, 328, 594
	長 期 前 受 金 戻 入	121, 828, 140
	売 電 事 業 収 益	2, 664, 614
	雑 収 益	10, 012, 044
	国 庫 補 助 金	0
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	0
	そ の 他 特 別 利 益	3, 880, 416
	合 計	1, 588, 087, 585

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	原 水 及 び 浄 水 費	582, 416, 776
	配 水 及 び 給 水 費	74, 538, 694
	受 託 工 事 費	1, 511, 347
	総 係 費	220, 564, 372
	減 価 償 却 費	560, 778, 715
	資 産 減 耗 費	0
	そ の 他 営 業 費 用	2, 571, 680
営 業 外 費 用	支 払 利 息	89, 899, 814
	雑 支 出	15, 481, 774
	売 電 事 業 費	0
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	2, 171, 340
	合 計	1, 549, 934, 512

令和7年度 笛吹市水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

笛吹市水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	38,153,073
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	560,778,715
長期前受金戻入額	△ 121,828,140
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 174,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,627,000
その他流動負債の増減額 (△は減少)	45,045,147
受取利息	△ 2,806,914
支払利息	89,899,814
未収金の増減額 (△は増加)	△ 8,161,417
未払金の増減額 (△は減少)	31,332,010
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 34,990
前払金の増減額 (△は増加)	△ 3,430,000
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 14,640
小計	626,131,658
受取利息	2,806,914
支払利息	△ 89,899,814
業務活動によるキャッシュ・フロー	539,038,758

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	△ 430,056,761
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	75,661,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 354,395,361

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	311,000,000
建設改良企業債の償還による支出	△ 444,436,159
他会計からの出資による収入	58,537,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 74,898,445

IV 資金増加(減少)額 109,744,952

V 資金期首残高 1,666,981,009

VI 資金期末残高 1,776,725,961

令和7年度 笛吹市水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
水道事業収益				1,588,087,585	
	営業収益			1,189,566,863	
		給水収益		1,112,302,435	
			給水収益	1,112,302,435	
		受託工事収益		1,662,481	
			受託工事収益	1,662,481	
		その他営業収益		75,601,947	
			加入負担金	17,200,000	
			手数料	6,573,000	
			材料売却収益	2,085,200	
			他会計負担金	42,582,288	
			雑収益	7,161,459	
	営業外収益			394,640,306	
		受取利息		2,806,914	
			預金利息	2,806,914	
		他会計補助金		257,328,594	
			他会計補助金	257,328,594	
		長期前受金戻入		121,828,140	
			補助金	48,870,852	
			他会計負担金	7,962,471	
			県負担金	1,513,390	
			工事負担金	63,481,427	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
		売電事業収益		2,664,614	
			売電事業収益	2,664,614	
		雑収益		10,012,044	
			雑収益	10,012,044	
		国庫補助金		0	
			国庫補助金	0	
	特別利益			3,880,416	
		過年度損益修正益		0	
			過年度損益修正益	0	
		その他特別利益		3,880,416	
			その他特別利益	3,880,416	
合計				1,588,087,585	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
水道事業費用	営業費用			1,549,934,512	
				1,442,381,584	
		原水及び浄水費		582,416,776	
			報償費	2,381,819	
			備消耗品費	213,308	
			燃料費	25,398	
			光熱水費	552,240	
			通信運搬費	1,127,920	
			委託料	97,079,085	
			賃借料	17,376,380	
			修繕費	14,861,100	
			動力費	95,107,962	
			薬品費	27,066,080	
			負担金	50,631,642	
			保険料	53,842	
			受水費	275,940,000	
		配水及び給水費		74,538,694	
			報償費	0	
			備消耗品費	6,911,568	
			燃料費	1,035,345	
			委託料	10,821,000	
			手数料	458,610	
			賃借料	403,300	
			修繕費	50,644,035	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
			材料費	3,948,146	
			公課費	85,600	
			負担金	0	
			保険料	231,090	
		受託工事費		1,511,347	
			工事請負費	1,511,347	
		総係費		220,564,372	
			給 料	47,714,100	
			手 当	20,291,358	
			賞与引当金繰入額	7,448,000	
			報 酬	192,000	
			法定福利費	13,953,995	
			旅 費	23,628	
			退職手当組合負担金	6,000,540	
			備用品費	540,912	
			印刷製本費	4,038,640	
			通信運搬費	6,155,868	
			委託料	103,810,731	
			手数料	6,509,300	
			賃借料	60,000	
			研修費	0	
			会費負担金	275,740	
			保険料	947,560	
			貸倒引当金繰入額	2,602,000	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
		減価償却費		560,778,715	
			有形固定資産減価償却費	543,596,632	
			無形固定資産減価償却費	17,182,083	
		その他営業費用		2,571,680	
			材料売却原価	2,571,680	
	営業外費用			105,381,588	
		支払利息		89,899,814	
			企業債利息	89,899,814	
		雑支出		15,481,774	
			営業外費用雑支出	15,481,774	
		売電事業費		0	
			修繕費	0	
	特別損失			2,171,340	
		過年度損益修正損		2,171,340	
			過年度損益修正損	2,171,340	
合計				1,549,934,512	

令和 7 年度 笛吹市水道事業資本的収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本的収入				452,765,254	
	企業債			311,000,000	
		企業債		311,000,000	
			建設改良等の財源に充てるための企業債	311,000,000	
	出資金			58,537,714	
		出資金		58,537,714	
			元金償還の財源に充てるための出資金	58,537,714	
			建設改良等の財源に充てるための出資金	0	
	負担金			83,227,540	
		負担金		83,227,540	
			工事負担金	81,896,540	
			他会計負担金	1,331,000	
合計				452,765,254	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本の支出				874,527,910	
	建設改良費			430,091,751	
		水道建設費		429,666,811	
			給料	23,769,300	
			手当	15,532,998	
			法定福利費	10,523,813	
			委託料	48,978,000	
			工事請負費	301,390,700	
			委託料 (旧簡水分地区)	10,483,000	
			工事請負費 (旧簡水分地区)	18,989,000	
			用地費	0	
			補償費	0	
		第1次拡張費		0	
			委託料	0	
			工事請負費	0	
		営業設備費		424,940	
			委託料	0	
			量水器購入費	424,940	
			備品購入費	0	
	企業債償還金			444,436,159	
		企業債償還金		444,436,159	
			企業債元金	444,436,159	
合計				874,527,910	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 現 在	当 年 加 入 額	当 年 減 少 額	当 年 在 庫 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 現 在
					当 年 度 償 却 額	累 計	
土 地	694,660,098	0	0	694,660,098	0	0	694,660,098
建 物	2,025,892,528	0	0	2,025,892,528	33,199,086	544,208,434	1,481,684,094
構 築 物	22,566,430,595	311,409,790	0	22,877,840,385	399,870,278	10,845,248,462	12,032,591,923
機械及び装置	7,373,490,586	118,646,971	0	7,492,137,557	102,320,107	4,254,262,792	3,237,874,765
車 両 運 搬 具	6,761,031	0	0	6,761,031	0	4,481,459	2,279,572
工具器具備品	78,148,060	0	0	78,148,060	8,207,161	44,338,749	33,809,311
建 設 仮 勘 定	0	0	0	0	0	0	0
水 利 権	616,301,523	0	0	616,301,523	17,182,083	0	599,119,440
計	33,361,684,421	430,056,761	0	33,791,741,182	560,778,715	15,692,539,896	18,082,019,203

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成6年度	第二次拡張	H8. 3. 14	100,000,000	5,675,046	100,000,000	0	3.15	R8. 3. 2	111資金運用部
2	平成7年度	第二次拡張	H8. 3. 14	180,000,000	10,215,083	180,000,000	0	3.15	R8. 3. 1	111資金運用部
3	平成7年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H8. 3. 14	40,500,000	2,298,394	40,500,000	0	3.15	R8. 3. 1	112年金資金
4	平成7年度	境川町(H7)（統合整備・補正予算分）	H8. 5. 20	64,800,000	3,772,059	64,800,000	0	3.40	R8. 3. 25	111資金運用部
5	平成7年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H8. 5. 27	174,000,000	10,128,676	174,000,000	0	3.40	R8. 3. 25	112年金資金
6	平成8年度	第二次拡張	H9. 3. 25	120,000,000	6,388,235	113,431,643	6,568,357	2.80	R9. 3. 1	111資金運用部
7	平成8年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H9. 3. 25	37,000,000	1,969,706	34,974,756	2,025,244	2.80	R9. 3. 1	112年金資金
8	平成8年度	統合整備	H9. 5. 20	9,400,000	491,005	8,896,145	503,855	2.60	R9. 3. 25	111資金運用部
9	平成8年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H9. 5. 26	137,000,000	7,156,148	129,656,582	7,343,418	2.60	R9. 3. 25	112年金資金
10	平成9年度	第二次拡張	H10. 3. 30	199,100,000	10,896,938	199,100,000	0	2.20	R8. 3. 20	201公営企業金融公庫
11	平成9年度	統合整備事業	H10. 5. 6	21,600,000	1,043,466	19,449,724	2,150,276	2.00	R10. 3. 25	112年金資金
12	平成9年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H10. 5. 25	141,600,000	6,840,503	127,503,749	14,096,251	2.00	R10. 3. 25	112年金資金
13	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 19	300,900,000	14,362,143	255,968,705	44,931,295	2.10	R11. 3. 1	111資金運用部
14	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 30	40,200,000	2,133,354	38,021,611	2,178,389	2.10	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
15	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 30	15,000,000	796,027	14,187,169	812,831	2.10	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
16	平成10年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H11. 5. 25	160,500,000	7,421,135	137,467,734	23,032,266	1.70	R11. 3. 25	112年金資金
17	平成10年度	第二次拡張	H11. 5. 28	14,500,000	748,859	13,737,601	762,399	1.80	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
18	平成10年度	第二次拡張	H11. 6. 30	103,800,000	4,760,834	89,053,697	14,746,303	1.60	R11. 3. 25	111資金運用部
19	平成11年度	上水道整備事業	H12. 3. 24	33,500,000	1,555,193	26,960,292	6,539,708	2.00	R12. 3. 1	111資金運用部
20	平成11年度	第二次拡張	H12. 3. 24	73,600,000	3,416,781	59,232,162	14,367,838	2.00	R12. 3. 1	111資金運用部
21	平成11年度	上水道整備事業	H12. 3. 30	21,100,000	1,087,832	18,858,300	2,241,700	2.00	R10. 3. 20	201公営企業金融公庫
22	平成11年度	第二次拡張	H12. 3. 30	46,400,000	2,392,200	41,470,384	4,929,616	2.00	R10. 3. 20	201公営企業金融公庫
23	平成11年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H12. 5. 26	143,000,000	6,638,582	115,084,227	27,915,773	2.00	R12. 3. 25	112年金資金
24	平成12年度	上水道整備事業	H13. 3. 26	34,100,000	1,514,949	26,152,302	7,947,698	1.60	R13. 3. 1	111資金運用部
25	平成12年度	上水道整備事業	H13. 3. 29	33,100,000	1,637,496	28,017,862	5,082,138	1.70	R11. 3. 20	201公営企業金融公庫
26	平成12年度	第二次拡張	H13. 3. 26	55,300,000	2,456,794	42,411,210	12,888,790	1.60	R13. 3. 1	110財政融資資金
27	平成12年度	第二次拡張	H13. 3. 29	44,700,000	2,211,361	37,836,811	6,863,189	1.70	R11. 3. 20	201公営企業金融公庫
28	平成12年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H13. 5. 25	144,900,000	6,437,421	111,128,108	33,771,892	1.60	R13. 3. 25	112年金資金
29	平成13年度	上水道整備事業	H14. 3. 25	11,500,000	518,060	8,141,912	3,358,088	2.20	R14. 3. 1	110財政融資資金

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
30	平成13年度	第二次拡張	H14. 3. 25	248,400,000	11,190,081	175,865,313	72,534,687	2.20	R14. 3. 1	110財政融資資金
31	平成13年度	上水道整備事業	H14. 3. 28	9,400,000	471,359	7,407,963	1,992,037	2.20	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
32	平成13年度	第二次拡張	H14. 3. 28	201,600,000	10,109,146	158,877,152	42,722,848	2.20	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
33	平成13年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H14. 5. 30	33,000,000	1,634,964	26,124,847	6,875,153	2.00	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
34	平成14年度	上水道事業	H15. 3. 25	32,700,000	1,383,478	22,538,013	10,161,987	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
35	平成14年度	上水道整備事業	H15. 3. 25	28,000,000	1,314,503	21,155,525	6,844,475	1.35	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
36	平成14年度	第二次拡張	H15. 3. 25	53,800,000	2,276,182	37,080,889	16,719,111	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
37	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 3. 25	91,000,000	3,850,048	62,720,463	28,279,537	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
38	平成14年度	第二次拡張	H15. 3. 28	46,200,000	2,151,409	35,048,246	11,151,754	1.20	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
39	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 5. 26	91,000,000	3,799,187	63,428,637	27,571,363	0.90	R15. 3. 25	110財政融資資金
40	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 5. 29	47,000,000	2,152,777	35,941,306	11,058,694	0.90	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
41	平成15年度	第二次拡張事業	H16. 3. 25	50,300,000	2,156,434	31,412,696	18,887,304	2.00	R16. 3. 1	110財政融資資金
42	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業	H16. 3. 25	78,600,000	3,369,697	49,086,238	29,513,762	2.00	R16. 3. 1	110財政融資資金
43	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業第二次拡張	H16. 3. 30	49,700,000	2,356,571	34,585,198	15,114,802	1.90	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
44	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業	H16. 3. 30	77,400,000	3,669,992	53,861,053	23,538,947	1.90	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
45	平成15年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H16. 5. 27	93,900,000	4,037,378	58,376,666	35,523,334	2.10	R16. 3. 25	110財政融資資金
46	平成15年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H16. 9. 20	53,400,000	2,552,788	36,910,907	16,489,093	2.10	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
47	平成16年度	上水道事業	H17. 3. 30	51,400,000	2,406,380	33,071,298	18,328,702	2.10	R15. 3. 22	201公営企業金融公庫
48	平成16年度	簡易水道事業	H17. 5. 27	70,500,000	2,962,884	41,005,296	29,494,704	2.00	R17. 3. 25	110財政融資資金
49	平成16年度	簡易水道事業	H17. 5. 27	40,500,000	1,884,371	26,262,766	14,237,234	1.90	R15. 3. 20	201公営企業金融公庫
50	平成17年度	上水道事業	H17. 9. 30	50,600,000	2,105,497	28,362,185	22,237,815	2.00	R17. 9. 3	110財政融資資金
51	平成17年度	上水道事業	H18. 3. 27	279,000,000	11,505,164	149,707,352	129,292,648	2.10	R18. 3. 3	110財政融資資金
52	平成17年度	上水道事業債	H18. 3. 30	233,400,000	10,678,836	139,868,547	93,531,453	2.00	R16. 3. 21	201公営企業金融公庫
53	平成17年度	簡易水道事業	H18. 5. 29	184,400,000	7,617,197	97,832,191	86,567,809	2.30	R18. 3. 25	110財政融資資金
54	平成17年度	簡易水道事業	H18. 5. 30	149,000,000	6,859,121	88,095,772	60,904,228	2.30	R16. 3. 20	201公営企業金融公庫
55	平成18年度	上水道事業	H19. 3. 26	38,800,000	1,566,923	19,219,516	19,580,484	2.10	R19. 3. 1	110財政融資資金
56	平成18年度	上水道事業債	H19. 3. 29	31,200,000	1,401,654	17,140,080	14,059,920	2.15	R17. 3. 20	201公営企業金融公庫
57	平成18年度	簡易水道事業	H19. 5. 24	168,700,000	6,812,885	83,565,267	85,134,733	2.10	R19. 3. 25	110財政融資資金
58	平成18年度	簡易水道事業	H19. 5. 30	138,000,000	6,196,334	76,002,797	61,997,203	2.10	R17. 3. 20	201公営企業金融公庫

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
59	平成19年度	上水道事業	H20. 3. 25	83,100,000	3,286,581	37,807,488	45,292,512	2.10	R20. 3. 1	110財政融資資金
60	平成19年度	簡易水道事業	H20. 5. 27	51,500,000	2,034,581	23,273,347	28,226,653	2.20	R20. 3. 25	110財政融資資金
61	平成19年度	簡易水道事業	H20. 5. 29	41,500,000	1,824,980	20,875,747	20,624,253	2.20	R18. 3. 20	201公営企業金融公庫
62	平成19年度	上水道事業	H20. 3. 28	66,900,000	2,941,774	33,840,959	33,059,041	2.10	R18. 3. 20	201公営企業金融公庫
63	平成20年度	上水道事業	H21. 3. 25	57,700,000	2,489,067	26,975,737	30,724,263	1.90	R19. 3. 20	201公営企業金融公庫
64	平成20年度	簡易水道事業	H21. 5. 26	68,300,000	2,941,245	31,545,805	36,754,195	2.10	R19. 3. 20	200公営企業機構資金
65	平成20年度	簡易水道事業	H21. 5. 26	93,200,000	3,609,829	38,716,585	54,483,415	2.10	R21. 3. 25	110財政融資資金
66	平成20年度	上水道事業	H21. 10. 29	6,300,000	269,213	2,808,829	3,491,171	1.90	R19. 9. 20	201公共団体金融機構
67	平成21年度	上水道事業	H21. 10. 27	79,500,000	3,054,923	31,714,941	47,785,059	2.00	R21. 9. 25	110財政融資資金
68	平成21年度	上水道事業	H22. 3. 25	90,000,000	3,413,819	33,901,376	56,098,624	2.10	R22. 3. 20	201公共団体金融機構
69	平成21年度	上水道事業	H22. 3. 25	1,200,000	45,518	452,018	747,982	2.10	R22. 3. 20	201公共団体金融機構
70	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	30,500,000	1,160,411	11,578,445	18,921,555	2.00	R22. 3. 25	110財政融資資金
71	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	9,600,000	365,244	3,644,362	5,955,638	2.00	R22. 3. 20	200公営企業機構資金
72	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	15,300,000	582,108	5,808,203	9,491,797	2.00	R22. 3. 20	200公営企業機構資金
73	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	311,900,000	11,789,988	113,344,202	198,555,798	1.90	R22. 9. 25	110財政融資資金
74	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	51,200,000	1,935,388	18,606,038	32,593,962	1.90	R22. 9. 20	201公共団体金融機構
75	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	69,800,000	2,638,478	25,365,262	44,434,738	1.90	R22. 9. 20	201公共団体金融機構
76	平成22年度	上水道事業	H23. 3. 25	385,000,000	14,416,253	132,597,678	252,402,322	1.90	R23. 3. 1	110財政融資資金
77	平成23年度	上水道事業	H25. 1. 29	167,400,000	6,158,875	49,172,292	118,227,708	1.70	R24. 9. 25	110財政融資資金
78	平成24年度	上水道事業	H26. 3. 25	776,700,000	28,429,165	190,921,293	585,778,707	1.40	R26. 3. 1	110財政融資資金
79	平成25年度	上水道事業	H26. 3. 25	1,090,700,000	39,974,081	232,825,469	857,874,531	1.20	R27. 3. 1	110財政融資資金
80	平成26年度	上水道事業	H26. 3. 25	379,100,000	13,922,739	74,719,117	304,380,883	1.10	R27. 9. 25	110財政融資資金
81	平成27年度	上水道事業	H27. 3. 25	437,700,000	16,916,285	75,593,776	362,106,224	0.40	R28. 9. 25	110財政融資資金
82	平成28年度	上水道事業	H28. 3. 30	280,000,000	10,602,201	42,030,346	237,969,654	0.60	R29. 3. 20	201公共団体金融機構
83	平成28年度	上水道事業	H29. 11. 29	59,100,000	2,231,128	7,750,818	51,349,182	0.60	R29. 9. 20	201公共団体金融機構
84	平成29年度	上水道事業	H30. 3. 26	140,600,000	5,292,020	15,781,418	124,818,582	0.60	R30. 3. 20	201公共団体金融機構
85	平成29年度	上水道事業	H31. 3. 25	60,300,000	2,281,599	4,551,833	55,748,167	0.50	R31. 3. 20	201公共団体金融機構
86	平成30年度	上水道事業	H31. 3. 25	135,500,000	5,126,977	10,228,414	125,271,586	0.50	R31. 3. 20	201公共団体金融機構
87	平成30年度	上水道事業	R2. 3. 26	73,700,000	2,843,172	2,843,172	70,856,828	0.30	R32. 3. 20	201公共団体金融機構

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
88	令和元年度	上水道事業	R2. 3. 26	114,600,000	4,420,997	4,420,997	110,179,003	0.30	R32. 3. 20	201公共団体金融機構
89	令和元年度	上水道事業	R3. 3. 25	122,400,000	0	0	122,400,000	0.50	R33. 3. 20	201公共団体金融機構
90	令和2年度	上水道事業	R3. 3. 25	184,700,000	0	0	184,700,000	0.50	R33. 3. 20	201公共団体金融機構
91	令和2年度	上水道事業	R4. 3. 24	90,300,000	0	0	90,300,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
92	令和3年度	上水道事業	R4. 3. 24	61,200,000	0	0	61,200,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
93	令和3年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R4. 3. 24	33,300,000	0	0	33,300,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
94	令和3年度	上水道事業	R5. 3. 30	101,500,000	0	0	101,500,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
95	令和4年度	上水道事業	R5. 3. 30	50,000,000	0	0	50,000,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
96	令和4年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R5. 3. 30	8,000,000	0	0	8,000,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
97	令和4年度	上水道事業	R6. 3. 28	88,800,000	0	0	88,800,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
98	令和4年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R6. 3. 28	36,000,000	0	0	36,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
99	令和5年度	上水道事業	R6. 3. 28	140,000,000	0	0	140,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
100	令和5年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R6. 3. 28	40,000,000	0	0	40,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
101	令和5年度	上水道事業	R7. 3. 27	39,000,000	0	0	39,000,000	2.10	R37. 3. 20	201公共団体金融機構
102	令和6年度	上水道事業	R7. 3. 27	72,400,000	0	0	72,400,000	2.10	R37. 3. 20	201公共団体金融機構
103	令和6年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R7. 3. 27	9,000,000	0	0	9,000,000	2.10	R37. 3. 20	201公共団体金融機構
104	令和6年度	上水道事業	R8. 3. 30	100,000,000	0	0	100,000,000	3.00	R38. 3. 20	201公共団体金融機構
105	令和7年度	上水道事業	R8. 3. 30	180,000,000	0	0	180,000,000	3.00	R38. 3. 20	201公共団体金融機構
106	令和7年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R8. 3. 30	31,000,000	0	0	31,000,000	3.00	R38. 3. 20	201公共団体金融機構
合計				11,837,500,000	444,436,159	5,270,292,832	6,567,207,168			

議案第 108 号

令和 7 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について

令和 7 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 7 年度

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算書

令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 温泉事業収益	68,740,000	△ 498,000	0	68,242,000	67,425,030	△ 816,970	5,741,880
第1項 営業収益	57,753,000	500,000	0	58,253,000	64,758,530	6,505,530	5,741,880
第2項 営業外収益	10,987,000	△ 998,000	0	9,989,000	2,664,965	△ 7,324,035	0
第3項 特別利益	0	0	0	0	1,535	1,535	0

【支出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 温泉事業費用	68,740,000	△ 498,000	0	0	0	68,242,000	0	68,242,000	61,445,825	0	6,796,175	3,146,656
第1項 営業費用	64,205,000	△ 657,000	0	0	0	63,548,000	0	63,548,000	58,952,053	0	4,595,947	3,146,656
第2項 営業外費用	2,656,000	159,000	0	0	0	2,815,000	0	2,815,000	2,137,400	0	677,600	0
第3項 特別損失	379,000	0	0	0	0	379,000	0	379,000	356,372	0	22,628	0
第4項 予備費	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000	0	0	1,500,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費税及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規定による繰越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業 法第26条の 規定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	7,139,000	0	0	7,139,000	0	0	7,139,000	4,636,500	0	0	0	2,502,500	421,500
第1項 建設改良費	7,139,000	0	0	7,139,000	0	0	7,139,000	4,636,500	0	0	0	2,502,500	421,500

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4,636,500 円は、過年度分消費税資本的収支調整額 1,258,407 円、過年度分損益勘定留保資金 3,378,093 円で補てんした。

令和 7 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業損益計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 温泉供給収益	57,429,650	
(2) その他営業収益	<u>1,587,000</u>	59,016,650

2. 営業費用

(1) 温泉管理費	28,629,046	
(2) 総係費	8,001,753	
(3) 減価償却費	19,174,598	
(4) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>55,805,397</u>

営 業 利 益 3,211,253

3. 営業外収益

(1) 受取利息	659,365	
(2) 他会計補助金	2,000,000	
(3) 雑収益	<u>42,720</u>	2,702,085

4. 営業外費用

(1) 雑支出	<u>796</u>	<u>796</u>	<u>2,701,289</u>
---------	------------	------------	------------------

経 常 利 益 5,912,542

5. 特別利益

(1) その他特別利益	<u>1,535</u>	1,535
-------------	--------------	-------

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	<u>356,372</u>	<u>356,372</u>	<u>△ 354,837</u>
--------------	----------------	----------------	------------------

当 年 度 純 利 益 5,557,705

前年度繰越利益剰余金 84,266

当年度末処分利益剰余金 5,641,971

令和 7 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業剰余金計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金					資本合計
		利益剰余金					
		減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	110, 300, 000	4, 784, 266	289, 744, 266	856, 908, 594
前年度処分額	0	0	0	4, 700, 000	△ 4, 700, 000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	4, 700, 000	△ 4, 700, 000	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	4, 700, 000	△ 4, 700, 000	0	0
処分後残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	115, 000, 000	(繰越利益剰余金) 84, 266	289, 744, 266	856, 908, 594
当年度変動額	0	0	0	0	5, 557, 705	5, 557, 705	5, 557, 705
当年度純利益	0	0	0	0	5, 557, 705	5, 557, 705	5, 557, 705
当年度末残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	115, 000, 000	(当年度末処分利益剰余金) 5, 641, 971	295, 301, 971	862, 466, 299

別表第十三号（第十二条関係）

剰余金処分計算書様式

令和 7 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	567, 164, 328	0	5, 641, 971
議会の議決による処分額	0	0	△ 5, 600, 000
建設改良積立金への積立	0	0	△ 5, 600, 000
処分後残高	567, 164, 328	0	（繰越利益剰余金） 41, 971

令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		9,695,666	
ロ. 建物	25,686,846		
減価償却累計額	<u>△19,006,428</u>	6,680,418	
ハ. 構築物	805,142,632		
減価償却累計額	<u>△577,440,557</u>	227,702,075	
ニ. 機械及び装置	111,162,341		
減価償却累計額	<u>△75,170,163</u>	35,992,178	
ホ. 車両運搬具	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
有形固定資産合計		<u>280,070,337</u>	
固定資産合計			280,070,337

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		586,133,604	
(2) 未収金	2,496,282		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 172,790</u>	2,323,492	
(4) 前払費用		0	
(5) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			588,457,096
資産合計			<u><u>868,527,433</u></u>

負債の部

3. 流動負債

(1) 未払金		5,582,134	
(2) 引当金		<u>479,000</u>	
流動負債合計			<u>6,061,134</u>
負債合計			<u><u>6,061,134</u></u>

資本の部

4. 資本金

(1) 資本金			
イ. 固有資本金		567,164,328	
資本金合計			567,164,328

5. 剰余金

(1) 利益剰余金			
イ. 利益積立金	174,660,000		
ロ. 建設改良積立金	115,000,000		
ハ. 当年度未処分利益剰余金	<u>5,641,971</u>		
利益剰余金合計		<u>295,301,971</u>	
剰余金合計			<u>295,301,971</u>
資本合計			<u>862,466,299</u>
負債、資本合計			<u><u>868,527,433</u></u>

注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 減価償却の方法 定額法

(2) 主な耐用年数

建物 50年

構築物 10～58年

機械及び装置 8～17年

車両運搬具 5年

2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金 職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。

(3) 賞与引当金 職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

3. その他の注記

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業報告書

1. 概況

(1) 総括事業

(営業)

給湯状況について、契約件数は141件で、総配湯量255,785m³、有収湯量は255,785m³となり、有効率については100%となりました。
有収湯量は前年度に対して13,546m³の増、温泉供給収益は前年度に対して4,791,775円の増となりました。
また、物価高騰の影響により、修繕費にかかる資材や加熱費の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(建設改良)

温泉施設改良工事として、加熱ポンプ及びNo.2源泉ポンプの更新工事を行いました。
また、高圧進相コンデンサについても更新工事を行いました。

(経理)

収益的収支では収入61,720,270円に対して、支出56,162,565円で差引き5,557,705円の当期純利益となりました。
資本的収支では、4,636,500円の不足が生じたので、補填財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和7年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は110.59%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は102.91%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、71.30%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 105 号	令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 133 号	令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）	令和7年12月2日	令和7年12月17日
第 16 号	令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第2号）	令和8年2月20日	令和8年3月12日
第 34 号	令和8年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算	令和8年2月20日	令和8年3月24日

(4) 職員に関する事項

職 種 別	令和8年3月31日現在	令和7年3月31日現在	増 減
事務史員	1 人	1 人	0 人
技能職員	0 人	0 人	0 人
計	1 人	1 人	0 人

2. 工事

(1) 建設工事の概要

工 事 名	工事内容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備考
配湯所加熱ポンプ・源泉ポンプ更新工事	配湯所加熱ポンプ更新工事 1基 源泉ポンプNo.2更新工事 1基	4,092,000	令和7年4月22日	令和7年8月28日	春日居温泉 配湯所
春日居温泉配湯所コンデンサ更新工事	高圧コンデンサの取替工事 一式 PCB分析業務 一式	544,500	令和7年12月17日	令和8年3月17日	春日居温泉 配湯所

3. 業務

(1) 業務量

事 項	単 位	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	比 較	
				増 減	比 率 %
契 約 件 数	件	141	142	△1	99.3
契 約 口 数	口	234.6	235.6	△1.0	99.6
配 湯 件 数	件	125	126	△1	99.2
配 湯 世 帯 数	戸	125	126	△1	99.2
総 配 湯 量	m ³	255,785	242,239	13,546	105.6
有 収 湯 量	m ³	255,785	242,239	13,546	105.6
有 収 率	%	100.0	100.0	0.0	100.0
月 最 大 配 湯 量	m ³	28,141	22,986	5,155	122.4
1 日 平 均 配 湯 量	m ³	701	664	37	105.5

$$\text{給湯単価} = \frac{\text{供 給 収 益} \quad 57,429,650}{\text{有 収 湯 量} \quad 255,785} = \underline{\underline{224.5 \text{ 円} / \text{m}^3}}$$

$$\text{給湯原価} = \frac{\text{経 常 費 用} \quad 55,806,193}{\text{有 収 湯 量} \quad 255,785} = \underline{\underline{218.2 \text{ 円} / \text{m}^3}}$$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	温 泉 供 給 収 益	57,429,650
	そ の 他 営 業 収 益	1,587,000
営 業 外 収 益	受 取 利 息	659,365
	他 会 計 補 助 金	2,000,000
	雑 収 益	42,720
特 別 利 益	そ の 他 特 別 利 益	1,535
	合 計	61,720,270

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	温 泉 管 理 費	28,629,046
	総 係 費	8,001,753
	減 価 償 却 費	19,174,598
	資 産 減 耗 費	0
営 業 外 費 用	雑 支 出	796
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	356,372
	合 計	56,162,565

4. 会計

(1) 主要契約の要旨

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和7年4月21日	4,092,000	配湯所加熱ポンプ・源泉ポンプ更新工事	(株)小松製作所	
令和7年12月16日	544,500	春日居温泉配湯所コンデンサ更新工事	(財)関東電気保安協会	

5. その他

(1) 補助金等の使途について

ア 収益的収入の他会計補助金2,000,000円については、全額減価償却費の不課税仕入（特定収入以外）に充当しました。

イ 収益的収入の他会計負担金587,000円については、全額賃借料の課税仕入（特定収入）に充当しました。

令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業	間接法	(単位：円)
I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
1.	当年度純利益	5,557,705
2.	キャッシュ・フローへの調整額	
	減価償却費	19,174,598
	賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 47,000
	貸倒引当金の増減額（△は減少）	28,042
	受取利息	△ 659,365
	固定資産除却損	0
	未収金の増減額（△は増加）	6,056,510
	未払金の増減額（△は減少）	2,171,627
	前払金の増加額（△は増加）	0
	小計	32,282,117
	受取利息	659,365
	業務活動によるキャッシュ・フロー	32,941,482
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得等による支出	△ 4,215,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,215,000
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV	資金増加（減少）額	28,726,482
V	資金期首残高	557,407,122
VI	資金期末残高	586,133,604

令和 7 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
温泉事業収益				61,720,270	
	営業収益			59,016,650	
		温泉供給収益		57,429,650	
			温泉供給収益	57,429,650	
		その他営業収益		1,587,000	
			手数料	1,000,000	
			他会計負担金	587,000	
	営業外収益			2,702,085	
		受取利息		659,365	
			預金利息	659,365	
		他会計補助金		2,000,000	
			他会計補助金	2,000,000	
		雑収益		42,720	
			雑収益	42,720	
	特別利益			1,535	
		その他特別利益		1,535	
			その他特別利益	1,535	
合計				61,720,270	

款	項	目	節	金額	備考
温泉事業費用				56,162,565	
	営業費用			55,805,397	
		温泉管理費		28,629,046	
			備消品費	168,577	
			加熱費	15,939,998	
			動力費	6,866,093	
			修繕費	1,571,400	
			保険料	2,595	
			委託料	2,351,032	
			賃借料	240,342	
			薬品費	1,382,500	
			材料費	85,600	
			負担金	20,909	
		総係費		8,001,753	
			給料	2,481,600	
			手当	664,243	
			賞与引当金繰入額	479,000	
			法定福利費	597,649	
			旅費	0	
			退職手当組合負担金	300,924	
			備消品費	166,013	
			印刷製本費	18,000	
			手数料	42,052	

款	項	目	節	金額	備考
			賃借料	756,209	
			研修費	36,000	
			負担金	2,257,273	
			会費負担金	30,000	
			貸倒引当金繰入額	172,790	
		減価償却費		19,174,598	
			有形固定資産減価償却費	19,174,598	
	営業外費用			796	
		雑支出		796	
			営業外雑支出	796	
	特別損失			356,372	
		過年度損益修正損		356,372	
			過年度損益修正損	356,372	
合計				56,162,565	

令和 7 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業資本の収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本の支出				4,215,000	
	建設改良費			4,215,000	
		建設改良費		4,215,000	
			工事請負費	4,215,000	
合計				4,215,000	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 現 在 額	当 年 加 入 増 加 額	当 年 減 少 減 少 額	当 年 在 庫 現 在 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 現 在 額
					当 年 度 増 加 額	累 計	
土 地	9,695,666	0	0	9,695,666	0	0	9,695,666
建 物	25,686,846	0	0	25,686,846	243,771	19,006,428	6,680,418
構 築 物	805,142,632	0	0	805,142,632	15,851,951	577,440,557	227,702,075
機 械 及 び 装 置	106,947,341	4,215,000	0	111,162,341	3,078,876	75,170,163	35,992,178
車 両 運 搬 具	0	0	0	0	0	0	0
計	947,472,485	4,215,000	0	951,687,485	19,174,598	671,617,148	280,070,337

議案第 109 号

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 7 年度

笛吹市公共下水道事業会計決算書

令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	2, 003, 754, 000	24, 342, 000	0	2, 028, 096, 000	1, 997, 608, 342	△ 30, 487, 658	64, 894, 960
第1項 営業収益	718, 229, 000	0	0	718, 229, 000	714, 652, 699	△ 3, 576, 301	64, 888, 227
第2項 営業外収益	1, 285, 384, 000	24, 342, 000	0	1, 309, 726, 000	1, 282, 814, 239	△ 26, 911, 761	0
第3項 特別利益	141, 000	0	0	141, 000	141, 404	404	6, 733

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 下水道事業費用	2,003,754,000	24,342,000	0	0	0	2,028,096,000	2,167,000	2,030,263,000	1,892,199,395	34,342,000	103,721,605	57,980,016
第1項 営業費用	1,826,188,000	24,342,000	0	0	0	1,850,530,000	2,167,000	1,852,697,000	1,741,676,406	34,342,000	76,678,594	57,980,016
第2項 営業外費用	169,771,000	0	0	0	0	169,771,000	0	169,771,000	148,979,433	0	20,791,567	0
第3項 特別損失	2,795,000	0	0	0	0	2,795,000	0	2,795,000	1,543,556	0	1,251,444	0
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 下水道事業資本的収入	1, 108, 953, 000	△ 23, 623, 000	1, 085, 330, 000	0	0	1, 085, 330, 000	685, 889, 470	△ 399, 440, 530	0
第1項 企業債	550, 100, 000	0	550, 100, 000	0	0	550, 100, 000	253, 000, 000	△ 297, 100, 000	0
第2項 出資金	344, 339, 000	0	344, 339, 000	0	0	344, 339, 000	344, 339, 695	695	0
第3項 負担金	114, 774, 000	△ 23, 623, 000	91, 151, 000	0	0	91, 151, 000	43, 305, 775	△ 47, 845, 225	0
第4項 補助金	99, 740, 000	0	99, 740, 000	0	0	99, 740, 000	45, 244, 000	△ 54, 496, 000	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 下水道事業資本的支出	1, 847, 262, 000	△ 22, 117, 000	0	1, 825, 145, 000	0	0	1, 825, 145, 000	1, 369, 435, 627	135, 676, 000	0	135, 676, 000	320, 033, 373	23, 914, 761
第1項 建設改良費	827, 900, 000	△ 22, 117, 000	0	805, 783, 000	0	0	805, 783, 000	350, 374, 066	135, 676, 000	0	135, 676, 000	319, 732, 934	23, 914, 761
第2項 企業債償還金	1, 019, 062, 000	0	0	1, 019, 062, 000	0	0	1, 019, 062, 000	1, 019, 061, 561	0	0	0	439	0
第3項 その他資本的支出	300, 000	0	0	300, 000	0	0	300, 000	0	0	0	0	300, 000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 683, 546, 157円は、過年度分損益勘定留保資金 53, 601, 171円、当年度分消費税資本的収支調整額 16, 061, 746円、当年度分損益勘定留保資金 613, 883, 240円で補てんした。

令和7年度 笛吹市公共下水道事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 下水道使用料	648,966,672	
(2) 受託工事収益	0	
(3) その他営業収益	797,800	649,764,472

2. 営業費用

(1) 管渠費	88,253,891	
(2) 受託工事費	0	
(3) 総係費	81,781,797	
(4) 流域下水道維持管理費	451,277,698	
(5) 減価償却費	1,058,682,919	
(6) 資産減耗費	3,683,028	
(7) 加入促進費	17,057	
(8) その他営業費用	0	1,683,696,390

営 業 利 益

△ 1,033,931,918

3. 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	1,930,126	
(2) 他会計補助金	852,053,013	
(3) 他会計負担金	60,500	
(4) 国庫補助金	0	
(5) 長期前受金戻入	412,817,822	
(6) 雑収益	7,291,241	1,274,152,702

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	140,988,993		
(2) 雑支出	8,338,280	149,327,273	1,124,825,429

経 常 利 益

90,893,511

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	134,671	
(2) その他特別利益	0	134,671

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	1,543,556		
(2) その他特別損失	0	1,543,556	△ 1,408,885

当 年 度 純 利 益

89,484,626

前年度繰越利益剰余金

11,839

当年度未処分利益剰余金

89,496,465

令和7年度 笛吹市公共下水道事業剰余金計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		国庫補助金	工事負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	6,997,150,980	0	0	0	693,800,000	20,000,000	74,800,000	44,011,839	832,611,839	7,829,762,819
前年度処分額	0	0	0	0	40,000,000	0	4,000,000	△ 44,000,000	0	0
議会	議会の議決による処分額	0	0	0	40,000,000	0	4,000,000	△ 44,000,000	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	40,000,000	0	0	△ 40,000,000	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	4,000,000	△ 4,000,000	0	0
	当年度資本金への繰入れ	344,339,695	0	0	0	0	0	0	0	344,339,695
処分後残高	7,341,490,675	0	0	0	733,800,000	20,000,000	78,800,000	(繰越利益剰余金) 11,839	832,611,839	8,174,102,514
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	89,484,626	89,484,626	89,484,626
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	89,484,626	89,484,626	89,484,626
当年度末残高	7,341,490,675	0	0	0	733,800,000	20,000,000	78,800,000	(当年度未処分利益剰余金) 89,496,465	922,096,465	8,263,587,140

令和7年度 笛吹市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	減債積立金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,341,490,675	0	733,800,000	89,496,465
議会の議決による処分額	0	0	△ 50,000,000	△ 89,400,000
未処分利益剰余金への処分	0	0		0
減債積立金の積立	0	0		△ 50,000,000
利益積立金の積立	0	0		0
建設改良積立金の積立	0	0		△ 39,400,000
資本金への組入れ	0	0		
減債積立金の取崩	0	0	△ 50,000,000	
処分後残高	7,341,490,675	0	683,800,000	（繰越利益剰余金） 96,465

令和 7 年度 笛吹市公共下水道事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 構築物	34,103,511,938		
減価償却累計額	<u>△8,664,119,818</u>	25,439,392,120	
ロ. 機械及び装置	749,414,682		
減価償却累計額	<u>△368,544,526</u>	380,870,156	
ハ. 車両運搬具	1,290,000		
減価償却累計額	<u>△1,225,500</u>	64,500	
ニ. 工具、器具及び備品	4,937,667		
減価償却累計額	<u>△2,436,540</u>	2,501,127	
有形固定資産合計			25,822,827,903

(2) 無形固定資産

イ. 施設利用権		2,441,438,254	
無形固定資産合計			<u>2,441,438,254</u>
固定資産合計			<u>28,264,266,157</u>

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		964,701,498	
(2) 未収金	120,048,064		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 1,650,663</u>	118,397,401	
(4) 前払費用		183,310	
(5) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>1,083,282,209</u>
資産合計			<u><u>29,347,548,366</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	7,721,433,091	
固定負債合計		7,721,433,091

4. 流動負債

(1) 企業債	943,909,806	
(2) 未払金	91,678,187	
(3) 引当金	2,727,000	
(4) その他流動負債	132,312	
流動負債合計		1,038,447,305

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	15,882,847,284	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 3,558,766,454	
繰延収益合計		12,324,080,830
負債合計		21,083,961,226

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	4,729,087,980	
(2) 繰入資本金	2,612,402,695	
資本金合計		7,341,490,675

7. 剰余金

(1) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	733,800,000	
ロ. 利益積立金	20,000,000	
ハ. 建設改良積立金	78,800,000	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	89,496,465	
利益剰余金合計		922,096,465
剰余金合計		922,096,465
資本合計		8,263,587,140
負債、資本合計		29,347,548,366

注記

※ 1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法 定額法
- ・ 主な耐用年数
 - 構築物 50年
 - 機械及び装置 9～20年
 - 車両運搬具 4～5年
 - 工具、器具及び備品 5～15年

(2) 無形固定資産

- ・ 減価償却の方法 定額法
- ・ 主な耐用年数
 - 流域下水道施設利用権 45年

※ 2. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金 職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
- (3) 賞与引当金 職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

※ 3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は685,516,000円である。

※ 4. その他の注記

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和7年度 笛吹市公共下水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(営業)

有収水量は前年度に対して6,023㎥増加、下水道使用料収入も前年度に対して461,844円増加し、新型コロナウイルスの蔓延以前と変わらない数値となりました。

水洗化戸数については前年度に対して123戸増え、17,348戸となりました。

また、物価高騰の影響により、修繕費等の維持管理に係る費用が増加しました。

(建設改良)

建設改良においては管路建設改良費に268,529,157円を投じ、新規に972.10mの汚水管を整備しました。

下水道普及のための管渠布設工事のほか、新環状道路関連の管渠布設替工事や石和中学校への災害用マンホールトイレ設置工事などを行いました。また、老朽化したマンホールポンプの取替工事を5か所行いました。

(経理)

収益的収支では収入1,924,051,845円に対して、支出1,834,567,219円で差引き89,484,626円の当期純利益となりました。

資本的収支では、683,546,157円の不足が生じたので、補填財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和7年度決算における経営成績について、経常収支比率は104.96%となり、経費回収率は87.86%となりました。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は25.92%となり、管路老朽化率は法定耐用年数を経過した管渠延長がないため、0%です。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 58 号	令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	令和7年6月10日	令和7年6月26日
第 71 号	笛吹市下水道条例の一部改正	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 88 号	令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 106 号	令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計決算認定	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 123 号	笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正	令和7年12月2日	令和7年12月17日
第 134 号	令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	令和7年12月2日	令和7年12月17日
第 17 号	令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	令和8年2月20日	令和8年3月12日
第 35 号	令和8年度 笛吹市公共下水道事業会計予算	令和8年2月20日	令和8年3月24日

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	提 出 先	認 可 年 月 日
令和7年4月14日	令和7年度 社会資本整備総合交付金申請	国土交通大臣	令和7年6月23日
令和7年7月22日	令和7年度 下水道事業債同意申請（第1次分）	山梨県知事	令和7年8月29日
令和7年7月22日	令和7年度 下水道事業債同意申請（第1次分）	甲府財務事務所長	令和7年8月29日
令和8年2月4日	令和7年度 社会資本整備総合交付金変更申請	国土交通大臣	令和8年2月27日

(5) 職員に関する事項

職 種 別	令和8年3月31日現在	令和7年3月31日現在	増 減
事務史員	8 人	8 人	0 人
技能職員	0 人	0 人	0 人
計	8 人	8 人	0 人

2. 工事

(1) 建設工事の概要

工 事 名	工 事 内 容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備考
下水道管渠布設工事第1工区（石和）	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=61m、φ150L=53m、人孔6、櫛5、取付管5、付帯工 一式	20,240,000	令和7年7月1日	令和8年1月26日	小石和地内
下水道管渠布設工事第3工区（御坂）	管渠布設：硬質塩化ビニルφ200L=155m、人孔13、櫛8、取付管9、付帯工 一式	24,420,000	令和7年9月9日	令和8年1月28日	栗合地内
下水道管渠布設工事第4工区（御坂）	管渠布設：硬質塩化ビニルφ200L=177m、PE管φ100L=161m、空気弁1、人孔7、櫛9、取付管9、付帯工 一式	27,398,800	令和7年9月30日	令和8年2月19日	二之宮地内
下水道管渠布設工事第5工区（石和）	管渠布設：硬質塩化ビニルφ200L=200m、人孔8、櫛6、取付管6、付帯工 一式	18,859,500	令和7年10月21日	令和8年2月10日	下平井地内
下水道管渠布設工事第6工区（石和）	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=58m、人孔2、付帯工 一式	13,492,600	令和7年9月30日	令和8年3月9日	河内地内
石和町四日市場地内ほか2か所マンホールポンプ取替工事	ポンプ6台、非常通報装置1、水位計1	18,150,000	令和7年9月2日	令和8年2月20日	四日市場地内 ほか2か所
災害用マンホールトイレ設置工事	管渠布設替：リブ付硬質塩化ビニルφ450L=13m、φ200L=94mほか支管2か所、人孔5、付帯工 一式	16,564,900	令和7年6月24日	令和7年10月6日	石和中学校
下水道管渠布設替工事1工区（新環状関連）	管渠布設替：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=70m、人孔1、櫛2、取付管2、付帯工 一式	19,360,000	令和7年7月29日	令和8年1月5日	広瀬地内

3. 業務

(1) 業務量

事 項	単 位	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	比 較	
				増 減	比 率 (%)
処 理 区 域 面 積	ha	2,082	2,080	2	100.1
行 政 人 口 (a)	人	66,149	66,659	△510	99.2
処 理 区 域 内 人 口 (b)	人	43,066	43,241	△175	99.6
処 理 区 域 内 水 洗 化 人 口 (c)	人	31,531	31,360	171	100.5
普 及 率 (人 口) (b/a)	%	65.1	64.9	0.2	100.3
水 洗 化 率 (人 口) (c/b)	%	73.2	72.5	0.7	101.0
処理区域内世帯数 (公共柵設置数)	戸	17,348	17,225	123	100.7
処 理 区 域 内 水 洗 化 世 帯 数	戸	14,936	14,588	348	102.4
年 間 有 収 水 量	m ³	4,924,044	4,918,021	6,023	100.1

$$\text{料金単価} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{有 収 水 量}} = \frac{648,966,672}{4,924,044} = 131.8\text{円}$$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	下 水 道 使 用 料	648,966,672
	そ の 他 営 業 収 益	797,800
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,930,126
	他 会 計 補 助 金	852,053,013
	他 会 計 負 担 金	60,500
	国 庫 補 助 金	0
	長 期 前 受 金 戻 入	412,817,822
	雑 収 益	7,291,241
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	134,671
	そ の 他 特 別 利 益	0
	合 計	1,924,051,845

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	管 渠 費	88,253,891
	総 係 費	81,781,797
	流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	451,277,698
	減 価 償 却 費	1,058,682,919
	資 産 減 耗 費	3,683,028
	加 入 促 進 費	17,057
営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	140,988,993
	雑 支 出	8,338,280
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	1,543,556
	そ の 他 特 別 損 失	0
	合 計	1,834,567,219

4. 会計

(1) 主要契約の要旨（1,500万円以上）

当初契約年月日	契約金額	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和7年6月30日	20,240,000 円	下水道管渠布設工事第1工区（石和）	(株)芦沢組土木	
令和7年9月8日	24,420,000 円	下水道管渠布設工事第3工区（御坂）	矢崎興業(株)	
令和7年9月29日	27,398,800 円	下水道管渠布設工事第4工区（御坂）	矢崎興業(株)	
令和7年10月20日	18,859,500 円	下水道管渠布設工事第5工区（石和）	友愛工業(株)	
令和7年9月1日	18,150,000 円	石和町四日市場地内ほか2か所マンホールポンプ取替工事	(株)関東日立山梨支社	
令和7年6月23日	16,564,900 円	災害用マンホールトイレ設置工事	(有)末木建設	
令和7年7月28日	19,360,000 円	下水道管渠布設替工事第1工区（新環状関連）	(株)飯塚工業	

(2) 企業債の概況

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	9,431,404,458 円	253,000,000 円	1,019,061,561 円	8,665,342,897 円

5. その他

(1) 補助金等の使途について

ア 資本的収入の国庫補助金45,244,000円については、全額工事請負費等の課税仕入(特定収入)に充当しました。

イ 資本的収入の受益者負担金24,761,630円については、工事請負費等の課税仕入(特定収入)に23,094,290円、報償費等の課税仕入以外(特定収入以外)に1,667,340円を充当しました。

ウ 資本的収入の工事負担金18,544,145円については、全額工事請負費の課税仕入(特定収入)に充当しました。

エ 収益的収入の他会計補助金852,053,013円については、全額企業債利息や減価償却費等の課税仕入以外（特定収入以外）に充当しました。

オ 収益的収入の他会計負担金60,500円については、全額委託料の課税仕入（特定収入）に充当しました。

カ 収益的収入の還付加算金9,300円については、全額減価償却費の課税仕入以外（特定収入以外）に充当しました。

令和7年度 笛吹市公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

笛吹市公共下水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	89,484,626
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	1,058,682,919
長期前受金戻入額	△ 412,817,822
賞与引当金の増減額 (△は減少)	270,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	836,031
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 135,874
受取利息及び配当金	△ 1,930,126
支払利息及び企業債取扱諸費	140,988,993
固定資産除却費	△ 4,274,789
未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,089,617
未払金の増減額 (△は減少)	△ 114,821,642
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 450
前払金の増減額 (△は増加)	0
小計	755,192,249
受取利息及び配当金	1,930,126
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 140,988,993
業務活動によるキャッシュ・フロー	616,133,382

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	△ 318,501,488
国庫補助金等による収入	82,505,814
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
受贈財産の受け入れ	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 235,995,674

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	253,000,000
建設改良企業債の償還による支出	△ 1,019,061,561
他会計からの出資による収入	344,339,695
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 421,721,866

IV 資金増加(減少)額	△ 41,584,158
V 資金期首残高	1,006,285,656
VI 資金期末残高	964,701,498

令和 7 年度 笛吹市公共下水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業収益				1, 924, 051, 845	
	営業収益			649, 764, 472	
		下水道使用料		648, 966, 672	
			下水道使用料	648, 966, 672	
			区域外使用料	0	
		その他営業収益		797, 800	
			手数料	797, 800	
			雑収益	0	
	営業外収益			1, 274, 152, 702	
		受取利息及び配当金		1, 930, 126	
			預金利息	1, 930, 126	
		他会計補助金		852, 053, 013	
			一般会計補助金	852, 053, 013	
			他会計補助金	0	
		他会計負担金		60, 500	
			その他会計負担金	60, 500	
		国庫補助金		0	
			その他国庫補助金	0	
		長期前受金戻入		412, 817, 822	
			長期前受金戻入	412, 817, 822	
		雑収益		7, 291, 241	
			その他雑収益	7, 291, 241	

款	項	目	節	金額	備考
	特別利益			134,671	
		過年度損益修正益		134,671	
			過年度損益修正益	134,671	
		その他特別利益		0	
			引当金戻入	0	
合計				1,924,051,845	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業費用	営業費用			1,834,567,219	
				1,683,696,390	
		管渠費		88,253,891	
			備用品費	113,920	
			動力費	11,245,039	
			修繕費	22,216,364	
			通信運搬費	3,064,643	
			委託料	50,354,788	
			手数料	901,292	
			賃借料	174,985	
			保険料	182,860	
		総係費		81,781,797	
			給料	19,985,600	
			手当	8,192,864	
			賞与引当金繰入額	2,727,000	
			報酬	0	
			法定福利費	5,747,570	
			退職手当組合負担金	2,506,296	
			旅費	116,102	
			備用品費	767,266	
			燃料費	102,248	
			印刷製本費	43,000	
			修繕費	22,728	
			通信運搬費	224,361	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
			委託料	8,740,000	
			手数料	170,608	
			賃借料	979,339	
			研修費	50,000	
			食糧費	0	
			負担金	29,308,182	
			保険料	75,100	
			公課費	13,200	
			貸倒引当金繰入額	1,650,663	
			会費負担金	359,670	
		流域下水道維持管理費		451,277,698	
		流域下水道維持管理負担金		451,277,698	
		減価償却費		1,058,682,919	
		有形固定資産減価償却費		923,175,884	
		無形固定資産減価償却費		135,507,035	
		資産減耗費		3,683,028	
		固定資産除却費		3,683,028	
		加入促進費		17,057	
		補助金		17,057	
	営業外費用			149,327,273	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		140,988,993	
		企業債利息		140,988,993	
		雑支出		8,338,280	
		その他営業外費用雑支出		8,338,280	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
	特別損失			1,543,556	
		過年度損益修正損		1,543,556	
			過年度損益修正損	1,543,556	
		その他特別損失		0	
			その他特別損失	0	
合計				1,834,567,219	

令和 7 年度 笛吹市公共下水道事業資本の収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業資本の収入				685, 889, 470	
	企業債			253, 000, 000	
		建設企業債		233, 000, 000	
			公共下水道事業債	175, 300, 000	
			流域下水道事業債	57, 700, 000	
		資本費平準化債		20, 000, 000	
			資本費平準化債	20, 000, 000	
	出資金			344, 339, 695	
		他会計出資金		344, 339, 695	
			一般会計出資金	344, 339, 695	
	負担金			43, 305, 775	
		他会計負担金		0	
			一般会計負担金	0	
		受益者負担金		24, 761, 630	
			受益者負担金	24, 761, 630	
		工事負担金		18, 544, 145	
			工事負担金	18, 544, 145	
	補助金			45, 244, 000	
		国庫補助金		45, 244, 000	
			国庫補助金	45, 244, 000	
		他会計補助金		0	
			一般会計補助金	0	
合計				685, 889, 470	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業資本の支出				1,345,520,866	
	建設改良費			326,459,305	
		管路建設改良費		268,529,157	
			給料	13,578,300	
			手当	8,087,953	
			法定福利費	5,967,504	
			材料費	5,562,300	
			委託料	19,035,000	
			賃借料	0	
			補償金	58,213,100	
			工事請負費	158,085,000	
			負担金	0	
		流域下水道建設費		56,375,908	
			流域下水道建設負担金	56,375,908	
		総係費		1,554,240	
			報償費	1,554,240	
			委託料	0	
			備品購入費	0	
	企業債償還金			1,019,061,561	
		企業債償還金		1,019,061,561	
			下水道事業債元金償還金	1,019,061,561	
	その他資本的支出			0	
		返還金		0	
			受益者負担金返還金	0	
合計				1,345,520,866	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 現 在 額	当 年 度 増 加 額	当 年 度 減 少 額	当 年 度 現 在 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 現 在 額
					当 年 度 償 却 額	累 計	
構 築 物	33,860,075,206	243,436,732	0	34,103,511,938	890,773,553	8,664,119,818	25,439,392,120
機 械 及 び 装 置	726,920,862	34,134,665	11,640,845	749,414,682	23,711,674	368,544,526	380,870,156
車 両 運 搬 具	1,290,000	0	0	1,290,000	0	1,225,500	64,500
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	4,937,667	0	0	4,937,667	732,840	2,436,540	2,501,127
施 設 利 用 権	2,520,569,381	56,375,908	0	2,576,945,289	135,507,035	0	2,441,438,254
計	37,113,793,116	333,947,305	11,640,845	37,436,099,576	1,050,725,102	9,036,326,384	28,264,266,157

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成7年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H8.5.20	45,600,000	2,654,412	45,600,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
2	平成7年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H8.5.30	178,500,000	10,390,626	178,500,000	0	3.40	R8.3.31	(旧)簡保資金
3	平成7年度	流域下水道事業	H8.5.20	18,200,000	1,059,436	18,200,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
4	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業	H8.5.20	253,700,000	14,768,076	253,700,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
5	平成7年度	流域下水道事業	H8.5.27	22,600,000	1,315,564	22,600,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
6	平成7年度	公共下水道事業	H8.5.27	259,600,000	15,111,520	259,600,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
7	平成7年度	下水道整備事業	H8.5.7	11,900,000	692,708	11,900,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
8	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業	H8.5.7	164,700,000	9,587,316	164,700,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
9	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業 石橋・中寺尾	H8.5.20	156,900,000	9,133,272	156,900,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
10	平成7年度	県営峡東流域下水道事業負担金 補正予算債	H8.5.20	9,000,000	523,897	9,000,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
11	平成7年度	準公営企業債(公共)	H8.5.27	129,500,000	7,538,297	129,500,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
12	平成7年度	準公営企業債(流域)	H8.5.27	13,100,000	762,561	13,100,000	0	3.40	R8.3.25	資金運用部
13	平成8年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H9.5.20	30,400,000	1,587,933	28,770,512	1,629,488	2.60	R9.3.25	資金運用部
14	平成8年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H9.5.20	170,600,000	8,911,233	161,455,569	9,144,431	2.60	R9.3.25	資金運用部
15	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.20	12,100,000	632,040	11,451,421	648,579	2.60	R9.3.25	資金運用部
16	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.5.20	214,600,000	11,209,558	203,097,100	11,502,900	2.60	R9.3.25	資金運用部
17	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.26	15,100,000	788,744	14,290,615	809,385	2.60	R9.3.25	資金運用部
18	平成8年度	公共下水道事業	H9.9.25	223,400,000	11,415,399	205,736,211	17,663,789	2.50	R9.3.1	資金運用部
19	平成8年度	下水道整備事業	H9.4.21	7,900,000	416,599	7,472,077	427,923	2.70	R9.3.25	資金運用部
20	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.4.21	199,600,000	10,525,712	188,788,175	10,811,825	2.70	R9.3.25	資金運用部
21	平成8年度	石橋・中寺尾	H9.5.20	201,100,000	10,504,390	190,320,721	10,779,279	2.60	R9.3.25	資金運用部
22	平成8年度	流域下水負担金うち補正債100千円	H9.5.20	5,900,000	308,184	5,583,750	316,250	2.60	R9.3.25	資金運用部
23	平成8年度	準公営企業債(公共)	H9.5.26	127,500,000	6,659,918	120,665,798	6,834,202	2.60	R9.3.25	資金運用部
24	平成8年度	準公営企業債(流域)	H9.5.26	8,800,000	459,665	8,328,306	471,694	2.60	R9.3.25	資金運用部
25	平成9年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H10.5.19	20,500,000	990,327	18,459,229	2,040,771	2.00	R10.3.25	資金運用部
26	平成9年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H10.5.11	10,600,000	574,401	10,600,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
27	平成9年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H10.5.19	162,000,000	7,825,999	145,872,932	16,127,068	2.00	R10.3.25	資金運用部
28	平成9年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H10.5.11	24,600,000	1,333,044	24,600,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
29	平成9年度	準公営企業債(公共下水・特利)	H10.5.11	61,700,000	3,326,787	61,700,000	0	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
30	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.19	8,300,000	400,961	7,473,737	826,263	2.00	R10.3.25	資金運用部
31	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.19	174,100,000	8,410,533	156,768,380	17,331,620	2.00	R10.3.25	資金運用部
32	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.20	4,300,000	233,012	4,300,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
33	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.20	25,600,000	1,387,233	25,600,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
34	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H10.5.20	65,000,000	3,504,719	65,000,000	0	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
35	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.20	5,400,000	292,620	5,400,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
36	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.25	10,300,000	497,579	9,274,638	1,025,362	2.00	R10.3.25	資金運用部
37	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.20	36,900,000	1,999,567	36,900,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
38	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.28	157,000,000	7,584,456	141,370,681	15,629,319	2.00	R10.3.31	(旧)簡保資金
39	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.20	47,700,000	2,571,924	47,700,000	0	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
40	平成9年度	下水道整備事業	H10.4.30	2,800,000	151,728	2,800,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
41	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.4.30	33,700,000	1,826,163	33,700,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
42	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.4.30	74,500,000	4,016,948	74,500,000	0	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
43	平成9年度	下水道整備事業	H10.5.19	5,300,000	256,036	4,772,386	527,614	2.00	R10.3.25	資金運用部
44	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.19	208,400,000	10,067,519	187,653,823	20,746,177	2.00	R10.3.25	資金運用部
45	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.6	180,300,000	8,710,047	162,351,172	17,948,828	2.00	R10.3.25	資金運用部
46	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業 特利分	H10.4.30	43,700,000	2,368,050	43,700,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
47	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業 臨時特利分	H10.4.30	50,000,000	2,695,938	50,000,000	0	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
48	平成9年度	県営峡東流域下水道事業負担金	H10.5.6	4,100,000	198,065	3,691,845	408,155	2.00	R10.3.25	資金運用部
49	平成9年度	県営峡東流域下水道事業負担金	H10.4.30	2,000,000	108,378	2,000,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
50	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.19	109,800,000	5,304,288	98,869,433	10,930,567	2.00	R10.3.25	資金運用部
51	平成9年度	準公営企業債(流域)	H10.5.19	5,900,000	285,020	5,312,656	587,344	2.00	R10.3.25	資金運用部
52	平成9年度	準公営企業債(流域)	H10.5.20	2,900,000	157,147	2,900,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
53	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.20	18,700,000	1,013,330	18,700,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
54	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.20	39,900,000	2,151,358	39,900,000	0	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
55	平成10年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H11.5.25	33,900,000	1,567,455	29,035,240	4,864,760	1.70	R11.3.25	資金運用部
56	平成10年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H11.5.20	17,700,000	914,124	16,769,347	930,653	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
57	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.9.24	211,000,000	9,966,512	174,430,965	36,569,035	2.10	R11.9.1	資金運用部
58	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.5.20	35,800,000	1,848,906	33,917,664	1,882,336	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
59	平成10年度	準公営企業債(公共 特利)	H11.5.20	67,000,000	3,444,460	63,494,998	3,505,002	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
60	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.9.21	5,800,000	304,599	5,331,003	468,997	2.10	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
61	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.25	13,800,000	638,079	11,819,655	1,980,345	1.70	R11.3.25	資金運用部
62	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.20	7,200,000	371,847	6,821,430	378,570	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
63	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.5.20	36,100,000	1,864,400	34,201,890	1,898,110	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
64	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H11.5.20	81,600,000	4,195,044	77,331,222	4,268,778	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
65	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.20	9,000,000	464,809	8,526,787	473,213	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
66	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.25	17,200,000	795,287	14,731,744	2,468,256	1.70	R11.3.25	資金運用部
67	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.20	34,300,000	1,763,357	32,505,648	1,794,352	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
68	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.25	58,300,000	2,695,652	49,933,763	8,366,237	1.70	R11.3.31	(旧)簡保資金
69	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.20	35,400,000	1,828,248	33,538,696	1,861,304	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
70	平成10年度	下水道整備事業	H11.4.30	4,600,000	241,925	4,353,212	246,788	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
71	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	43,800,000	2,303,544	41,450,155	2,349,845	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
72	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	55,200,000	2,903,096	52,238,552	2,961,448	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
73	平成10年度	下水道整備事業	H11.5.25	8,800,000	406,891	7,537,172	1,262,828	1.70	R11.3.25	資金運用部
74	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.5.25	193,800,000	8,960,847	165,989,077	27,810,923	1.70	R11.3.25	資金運用部
75	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	53,400,000	2,808,430	50,535,121	2,864,879	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
76	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H11.4.30	58,300,000	3,066,132	55,172,239	3,127,761	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
77	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.12.20	15,400,000	808,762	14,154,730	1,245,270	2.10	R9.9.20	(旧)公営企業金融公庫
78	平成10年度	流域下水道負担金(補正予算債1000)	H11.5.7	6,700,000	317,290	5,709,348	990,652	2.00	R11.3.25	資金運用部
79	平成10年度	流域下水道負担金(補正予算債500)	H11.4.30	3,400,000	178,814	3,217,592	182,408	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
80	平成10年度	特定環境下水	H11.12.24	248,600,000	11,742,535	205,514,399	43,085,601	2.10	R11.9.25	資金運用部
81	平成10年度	準公営企業債(流域)	H11.5.25	9,600,000	443,881	8,222,368	1,377,632	1.70	R11.3.25	資金運用部
82	平成10年度	準公営企業債(公共)	H11.5.20	25,700,000	1,321,233	24,355,544	1,344,456	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
83	平成10年度	準公営企業債(公共)	H11.5.20	27,200,000	1,404,755	25,769,845	1,430,155	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
84	平成10年度	準公営企業債(流域)	H11.5.20	5,100,000	263,392	4,831,846	268,154	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
85	平成10年度	準公営企業債(公共)(前借り)	H11.11.30	102,300,000	4,796,630	84,739,733	17,560,267	2.00	R11.9.25	資金運用部
86	平成11年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H12.5.26	15,400,000	714,924	12,393,687	3,006,313	2.00	R12.3.25	資金運用部
87	平成11年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H12.5.10	7,900,000	410,574	7,052,667	847,333	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
88	平成11年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H12.7.19	164,100,000	7,565,530	132,365,766	31,734,234	1.90	R12.3.25	資金運用部
89	平成11年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H12.5.10	33,300,000	1,730,647	29,728,333	3,571,667	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
90	平成11年度	準公営企業債(公共下水一臨時特利分)	H12.5.10	50,100,000	2,603,766	44,726,409	5,373,591	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
91	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.3.17	246,200,000	11,429,502	198,138,019	48,061,981	2.00	R12.3.1	資金運用部
92	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.3.30	8,800,000	453,693	7,865,072	934,928	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
93	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.19	3,200,000	164,979	2,860,027	339,973	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
94	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.19	37,200,000	1,917,884	33,247,807	3,952,193	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
95	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.19	60,600,000	3,124,296	54,161,751	6,438,249	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
96	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.26	192,300,000	8,927,268	154,760,118	37,539,882	2.00	R12.3.25	資金運用部
97	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.26	6,200,000	287,826	4,989,665	1,210,335	2.00	R12.3.25	資金運用部
98	平成11年度	公共下水道事業	H12.3.22	10,500,000	541,339	9,384,462	1,115,538	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
99	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.26	7,800,000	362,104	6,277,322	1,522,678	2.00	R12.3.25	資金運用部
100	平成11年度	公共下水道事業	H12.3.24	97,100,000	4,507,736	78,144,603	18,955,397	2.00	R12.3.1	資金運用部
101	平成11年度	公共下水道事業	H12.5.25	134,200,000	6,230,053	108,002,121	26,197,879	2.00	R12.3.31	(旧)簡保資金
102	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.30	4,000,000	206,224	3,575,033	424,967	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
103	平成11年度	公共下水道事業	H12.5.30	39,200,000	2,020,997	35,035,324	4,164,676	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
104	平成11年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H12.5.30	29,000,000	1,495,125	25,918,989	3,081,011	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
105	平成11年度	下水道整備事業	H12.5.10	4,000,000	186,975	3,211,785	788,215	2.10	R12.3.25	資金運用部

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
106	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	216,500,000	10,120,042	173,837,888	42,662,112	2.10	R12.3.25	資金運用部
107	平成11年度	下水道整備事業	H12.5.10	2,000,000	103,943	1,785,485	214,515	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
108	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	38,900,000	2,021,686	34,727,692	4,172,308	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
109	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	71,200,000	3,700,362	63,563,281	7,636,719	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
110	平成11年度	特定環境下水	H13.3.26	219,000,000	9,729,435	167,957,594	51,042,406	1.60	R13.3.1	資金運用部
111	平成11年度	特定環境保全公共下水道	H12.4.28	46,900,000	2,437,458	41,869,632	5,030,368	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
112	平成11年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H12.4.28	64,400,000	3,346,956	57,492,631	6,907,369	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
113	平成11年度	流域下水道負担金	H12.5.10	3,000,000	140,232	2,408,840	591,160	2.10	R12.3.25	資金運用部
114	平成11年度	流域下水道負担金	H12.4.28	1,500,000	77,957	1,339,114	160,886	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
115	平成11年度	準公営企業債(公共)	H12.5.26	95,500,000	4,433,459	76,856,948	18,643,052	2.00	R12.3.25	資金運用部
116	平成11年度	準公営企業債(流域)	H12.5.26	4,400,000	204,264	3,541,053	858,947	2.00	R12.3.25	資金運用部
117	平成11年度	準公営企業債(公共)臨時特利分	H12.5.19	26,600,000	1,371,391	23,773,970	2,826,030	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
118	平成11年度	準公営企業債(公共)	H12.5.19	22,100,000	1,139,389	19,752,058	2,347,942	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
119	平成11年度	準公営企業債(流域)	H12.5.19	2,200,000	113,423	1,966,268	233,732	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
120	平成12年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H13.5.25	19,700,000	875,205	15,108,513	4,591,487	1.60	R13.3.25	財政融資資金
121	平成12年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H13.5.8	9,900,000	479,204	8,421,613	1,478,387	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
122	平成12年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H13.8.22	134,900,000	6,175,381	102,011,721	32,888,279	2.10	R13.3.25	財政融資資金
123	平成12年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H13.5.8	24,300,000	1,176,229	20,671,231	3,628,769	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
124	平成12年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H13.5.8	83,500,000	4,026,953	71,088,890	12,411,110	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
125	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.25	7,800,000	346,528	5,982,050	1,817,950	1.60	R13.3.25	資金運用部
126	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H13.5.25	161,900,000	7,192,674	124,165,912	37,734,088	1.60	R13.3.25	資金運用部
127	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.8	4,100,000	198,458	3,487,739	612,261	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
128	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H13.5.8	15,400,000	745,429	13,100,287	2,299,713	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
129	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H13.5.8	78,500,000	3,785,818	66,832,071	11,667,929	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
130	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.30	5,100,000	252,303	4,316,952	783,048	1.70	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
131	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.25	9,900,000	439,824	7,592,605	2,307,395	1.60	R13.3.25	資金運用部
132	平成12年度	公共下水道事業	H13.5.30	38,800,000	1,919,481	32,842,691	5,957,309	1.70	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
133	平成12年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H13.5.30	50,300,000	2,479,448	42,612,444	7,687,556	1.65	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
134	平成12年度	公共下水道事業	H13.5.25	104,500,000	4,642,584	80,144,149	24,355,851	1.60	R13.3.31	(旧)簡保資金
135	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	5,200,000	226,757	4,021,071	1,178,929	1.30	R13.3.25	財政融資資金
136	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	203,300,000	8,865,351	157,208,422	46,091,578	1.30	R13.3.25	財政融資資金
137	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	2,400,000	116,171	2,041,604	358,396	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
138	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	22,300,000	1,079,420	18,969,896	3,330,104	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
139	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	81,900,000	3,949,790	69,726,707	12,173,293	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
140	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.3.15	175,700,000	7,915,045	124,394,267	51,305,733	2.20	R14.3.1	資金運用部

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
141	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業 特利分	H13.4.27	32,500,000	1,573,146	27,646,710	4,853,290	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
142	平成12年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H13.4.27	53,600,000	2,584,967	45,633,108	7,966,892	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
143	平成12年度	流域下水道負担金	H13.5.25	3,800,000	168,821	2,914,333	885,667	1.60	R13.3.25	資金運用部
144	平成12年度	流域下水道負担金	H13.4.27	2,000,000	96,809	1,701,337	298,663	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
145	平成12年度	準公営企業債(流域)	H13.5.25	5,700,000	253,231	4,371,501	1,328,499	1.60	R13.3.25	資金運用部
146	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.5.8	32,200,000	1,552,909	27,413,919	4,786,081	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
147	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.5.8	11,500,000	556,652	9,782,682	1,717,318	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
148	平成12年度	準公営企業債(流域)	H13.5.8	2,800,000	135,533	2,381,870	418,130	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
149	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.7.31	47,000,000	2,341,882	39,717,218	7,282,782	1.80	R11.3.31	(旧)簡保資金
150	平成13年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H14.5.27	31,100,000	1,394,246	22,094,220	9,005,780	2.10	R14.3.25	財政融資資金
151	平成13年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H14.5.20	17,200,000	852,163	13,616,587	3,583,413	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
152	平成13年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H14.8.21	180,800,000	8,026,088	129,321,500	51,478,500	1.90	R14.3.25	財政融資資金
153	平成13年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H14.5.20	27,400,000	1,357,515	21,691,540	5,708,460	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
154	平成13年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H14.5.20	89,700,000	4,444,128	71,012,084	18,687,916	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
155	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.27	12,600,000	564,872	8,951,357	3,648,643	2.10	R14.3.25	資金運用部
156	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.27	91,900,000	4,119,975	65,288,064	26,611,936	2.10	R14.3.25	資金運用部
157	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.20	6,900,000	341,856	5,462,469	1,437,531	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
158	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.20	23,800,000	1,179,156	18,841,557	4,958,443	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
159	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H14.5.20	36,100,000	1,788,551	28,579,000	7,521,000	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
160	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.30	8,600,000	426,082	6,808,293	1,791,707	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
161	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.27	15,900,000	712,814	11,295,758	4,604,242	2.10	R14.3.25	財政融資資金
162	平成13年度	公共下水道事業	H14.5.30	35,400,000	1,753,870	28,024,836	7,375,164	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
163	平成13年度	公共下水道事業	H14.5.27	113,500,000	5,088,327	80,633,243	32,866,757	2.10	R14.3.25	財政融資資金
164	平成13年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H14.5.30	44,600,000	2,209,678	35,308,126	9,291,874	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
165	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	4,300,000	214,332	3,396,460	903,540	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
166	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	47,500,000	2,367,623	37,519,034	9,980,966	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
167	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	62,600,000	3,120,278	49,446,138	13,153,862	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
168	平成13年度	下水道整備事業	H14.5.27	8,200,000	367,614	5,825,486	2,374,514	2.10	R14.3.25	財政融資資金
169	平成13年度	特定環境下水	H14.10.29	185,000,000	8,135,250	128,199,971	56,800,029	1.90	R14.9.25	資金運用部
170	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.20	44,500,000	2,204,723	35,228,959	9,271,041	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
171	平成13年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H14.5.20	87,000,000	4,310,358	68,874,596	18,125,404	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
172	平成13年度	流域下水道負担金	H14.5.27	6,100,000	273,470	4,333,595	1,766,405	2.10	R14.3.25	資金運用部
173	平成13年度	流域下水道負担金	H14.5.20	3,300,000	163,496	2,612,485	687,515	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
174	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.27	38,600,000	1,730,479	27,422,407	11,177,593	2.10	R14.3.25	資金運用部
175	平成13年度	準公営企業債(流域)	H14.5.27	9,000,000	403,479	6,393,824	2,606,176	2.10	R14.3.25	資金運用部

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
176	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.20	8,900,000	440,944	7,045,792	1,854,208	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
177	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.20	22,200,000	1,099,884	17,574,898	4,625,102	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
178	平成13年度	準公営企業債(流域)	H14.5.20	4,800,000	237,813	3,799,977	1,000,023	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
179	平成14年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H15.5.26	27,000,000	1,127,231	18,819,484	8,180,516	0.90	R15.3.25	財政融資資金
180	平成14年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H15.5.20	28,900,000	1,331,105	22,041,611	6,858,389	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
181	平成14年度	公共下水道事業	H16.3.25	157,800,000	6,765,117	98,547,180	59,252,820	2.00	R16.3.1	財政融資資金
182	平成14年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H15.5.20	14,800,000	681,674	11,287,744	3,512,256	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
183	平成14年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H15.5.20	52,400,000	2,406,810	40,017,771	12,382,229	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
184	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.26	10,400,000	434,193	7,248,987	3,151,013	0.90	R15.3.25	資金運用部
185	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.20	10,900,000	502,044	8,313,273	2,586,727	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
186	平成14年度	下水道整備事業	H15.3.25	167,300,000	7,078,165	115,309,158	51,990,842	1.20	R15.3.1	財政融資資金
187	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.5.26	69,100,000	2,884,877	48,163,943	20,936,057	0.90	R15.3.25	資金運用部
188	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.5.20	46,400,000	2,137,138	35,388,608	11,011,392	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
189	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H15.5.20	36,500,000	1,676,499	27,874,972	8,625,028	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
190	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.26	13,600,000	567,791	9,479,446	4,120,554	0.90	R15.3.25	財政融資資金
191	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.29	14,700,000	673,316	11,241,218	3,458,782	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
192	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.26	124,700,000	5,206,138	86,918,142	37,781,858	0.90	R15.3.25	財政融資資金
193	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.29	35,500,000	1,626,034	27,147,156	8,352,844	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
194	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.29	10,500,000	480,940	8,029,442	2,470,558	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
195	平成14年度	下水道整備事業	H15.4.30	7,000,000	294,863	4,842,851	2,157,149	1.10	R15.3.25	財政融資資金
196	平成14年度	下水道整備事業	H15.4.30	94,700,000	3,989,080	65,516,866	29,183,134	1.10	R15.3.25	財政融資資金
197	平成14年度	平成14年度流域下水道事業	H15.4.25	7,400,000	342,720	5,628,853	1,771,147	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
198	平成14年度	平成14年度特定環境保全公共下水道事業	H15.4.25	107,300,000	4,969,442	81,618,385	25,681,615	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
199	平成14年度	平成14年度特定環境保全公共下水道事業	H15.4.25	41,700,000	1,931,274	31,719,353	9,980,647	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
200	平成14年度	特定環境下水	H15.4.30	88,900,000	3,744,764	61,504,219	27,395,781	1.10	R15.3.25	財政融資資金
201	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.4.18	46,600,000	2,170,037	35,351,694	11,248,306	1.20	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
202	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.4.18	70,200,000	3,260,124	53,326,642	16,873,358	1.15	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
203	平成14年度	流域下水道負担金	H15.4.30	5,400,000	227,466	3,735,914	1,664,086	1.10	R15.3.25	資金運用部
204	平成14年度	流域下水道負担金	H15.4.18	5,500,000	256,120	4,172,410	1,327,590	1.20	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
205	平成14年度	準公営企業債(流域)	H15.5.26	7,700,000	321,470	5,367,039	2,332,961	0.90	R15.3.25	財政融資資金
206	平成14年度	準公営企業債(公共)	H15.5.20	2,900,000	133,571	2,211,789	688,211	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
207	平成14年度	準公営企業債(公共)	H15.5.20	24,100,000	1,106,949	18,405,121	5,694,879	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
208	平成14年度	準公営企業債(流域)	H15.5.20	8,300,000	382,290	6,330,289	1,969,711	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
209	平成15年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H16.5.27	13,000,000	558,955	8,081,966	4,918,034	2.10	R16.3.25	財政融資資金
210	平成15年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H16.5.20	15,300,000	731,418	10,575,597	4,724,403	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
211	平成15年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H16.5.20	39,200,000	1,873,957	27,095,648	12,104,352	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
212	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	6,700,000	288,077	4,165,323	2,534,677	2.10	R16.3.25	資金運用部
213	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.20	7,900,000	377,660	5,460,602	2,439,398	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
214	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.5.27	34,200,000	1,470,483	21,261,790	12,938,210	2.10	R16.3.25	資金運用部
215	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.5.20	17,600,000	841,368	12,165,392	5,434,608	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
216	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H16.5.20	77,200,000	3,690,548	53,361,838	23,838,162	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
217	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	5,800,000	249,380	3,605,801	2,194,199	2.10	R16.3.25	財政融資資金
218	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.28	6,800,000	325,074	4,700,265	2,099,735	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
219	平成15年度	公共下水道事業	H16.3.25	95,600,000	4,098,512	59,702,856	35,897,144	2.00	R16.3.1	財政融資資金
220	平成15年度	公共下水道事業	H16.3.30	20,200,000	957,802	14,056,761	6,143,239	1.90	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
221	平成15年度	準公営企業債(公営下水道事業)	H16.5.20	18,000,000	860,490	12,441,880	5,558,120	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
222	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.27	136,600,000	5,873,332	84,922,816	51,677,184	2.10	R16.3.25	財政融資資金
223	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.28	31,900,000	1,524,980	22,049,775	9,850,225	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
224	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.28	15,400,000	736,197	10,644,718	4,755,282	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
225	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.30	75,300,000	3,237,642	46,813,238	28,486,762	2.10	R16.3.25	財政融資資金
226	平成15年度	下水道整備事業	H16.4.30	4,100,000	176,286	2,548,927	1,551,073	2.10	R16.3.25	財政融資資金
227	平成15年度	流域下水道事業	H16.4.28	5,000,000	238,056	3,467,748	1,532,252	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
228	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.28	38,600,000	1,837,790	26,771,014	11,828,986	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
229	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.28	232,400,000	11,064,829	161,180,918	71,219,082	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
230	平成15年度	特定環境保全公共下水道	H16.5.27	149,900,000	6,445,187	93,191,293	56,708,707	2.10	R16.3.25	財政融資資金
231	平成15年度	下水道(特定環境保全)	H16.5.28	98,000,000	4,684,893	67,739,119	30,260,881	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
232	平成15年度	流域下水道負担金	H16.5.27	2,900,000	124,690	1,802,899	1,097,101	2.10	R16.3.25	財政融資資金
233	平成15年度	下水道(流域負担金)	H16.5.28	3,500,000	167,318	2,419,253	1,080,747	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
234	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.20	4,000,000	191,220	2,764,861	1,235,139	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
235	平成15年度	公共下水道事業(臨時特利)	H16.5.20	75,800,000	3,623,622	52,394,135	23,405,865	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
236	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.27	44,400,000	1,909,048	27,603,024	16,796,976	2.10	R16.3.25	財政融資資金
237	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	3,700,000	159,087	2,300,251	1,399,749	2.10	R16.3.25	財政融資資金
238	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.20	4,300,000	205,562	2,972,226	1,327,774	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
239	平成16年度	流域下水道事業	H17.5.17	70,600,000	3,295,114	45,603,253	24,996,747	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
240	平成16年度	流域下水道事業	H17.5.27	72,800,000	3,059,546	42,343,055	30,456,945	2.00	R17.3.25	財政融資資金
241	平成16年度	公共下水道事業	H17.5.17	59,600,000	2,781,711	38,497,930	21,102,070	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
242	平成16年度	公共下水道事業(臨時特利分)	H17.5.17	92,800,000	4,331,255	59,943,085	32,856,915	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
243	平成16年度	公共下水道事業(石和)	H17.3.25	165,600,000	6,973,031	95,831,587	69,768,413	2.10	R17.3.1	財政融資資金
244	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業	H17.5.17	191,000,000	8,914,545	123,374,239	67,625,761	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
245	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業(臨時特利分)	H17.5.17	131,100,000	6,118,832	84,682,529	46,417,471	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
246	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業	H17.5.27	273,700,000	11,502,714	159,193,606	114,506,394	2.00	R17.3.25	財政融資資金
247	平成17年度	公共下水道事業	H18.3.31	259,400,000	10,696,916	139,190,276	120,209,724	2.10	R18.3.31	(旧)簡保資金
248	平成17年度	公共下水道事業	H18.5.30	261,400,000	10,797,913	138,684,030	122,715,970	2.30	R18.3.31	(旧)簡保資金
249	平成17年度	特定環境保全公共下水道事業	H18.5.29	224,400,000	9,269,517	119,053,926	105,346,074	2.30	R18.3.25	財政融資資金
250	平成17年度	流域下水道事業	H18.5.29	24,100,000	995,523	12,786,094	11,313,906	2.30	R18.3.25	財政融資資金
251	平成17年度	特定環境保全公共下水道事業	H18.5.16	61,400,000	2,820,870	36,466,737	24,933,263	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
252	平成17年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H18.5.16	122,000,000	5,604,987	72,458,339	49,541,661	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
253	平成17年度	公共下水道(臨時特利分)	H18.5.16	78,100,000	3,588,110	46,385,216	31,714,784	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
254	平成17年度	公共下水道	H18.5.16	58,100,000	2,669,260	34,506,799	23,593,201	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
255	平成17年度	流域下水道	H18.5.16	21,400,000	983,170	12,709,906	8,690,094	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
256	平成18年度	特定環境保全公共下水道事業	H19.5.24	194,400,000	7,850,769	96,295,718	98,104,282	2.10	R19.3.25	財政融資資金
257	平成18年度	流域下水道事業	H19.5.24	48,600,000	1,962,692	24,073,930	24,526,070	2.10	R19.3.25	財政融資資金
258	平成18年度	公共下水道事業	H19.5.30	38,600,000	1,733,178	21,258,752	17,341,248	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
259	平成18年度	特定環境保全公共下水道	H19.5.30	34,100,000	1,531,123	18,780,402	15,319,598	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
260	平成18年度	流域下水道	H19.5.30	34,200,000	1,535,613	18,835,474	15,364,526	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
261	平成18年度	公共下水道事業(臨時措置分)	H19.5.30	133,400,000	5,989,790	73,469,370	59,930,630	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
262	平成18年度	特定環境保全公共(臨時措置分)	H19.5.30	194,000,000	8,710,789	106,844,512	87,155,488	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
263	平成19年度	公共下水道事業	H19.7.31	258,000,000	10,416,509	126,222,715	131,777,285	2.30	R19.3.31	(旧)簡保資金
264	平成19年度	流域下水道事業	H20.5.27	46,800,000	1,848,901	21,149,373	25,650,627	2.20	R20.3.25	財政融資資金
265	平成19年度	公共下水道事業債	H20.5.29	144,000,000	6,332,462	72,436,333	71,563,667	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
266	平成19年度	公共下水道債(臨時特利分)	H20.5.29	244,400,000	10,747,595	122,940,554	121,459,446	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
267	平成19年度	流域下水道債	H20.5.29	30,100,000	1,323,660	15,141,205	14,958,795	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
268	平成20年度	公共下水道	H21.3.25	404,800,000	15,741,911	170,605,921	234,194,079	1.90	R21.3.1	財政融資資金
269	平成20年度	公共下水道事業債	H21.3.25	26,400,000	1,138,846	12,342,452	14,057,548	1.90	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
270	平成20年度	公共下水道債(臨時特利分)	H21.3.25	20,300,000	875,703	9,490,597	10,809,403	1.90	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
271	平成20年度	公共下水道事業債	H21.5.26	84,900,000	3,656,100	39,212,867	45,687,133	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
272	平成20年度	流域下水道事業債	H21.5.26	33,000,000	1,421,099	15,241,751	17,758,249	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
273	平成20年度	流域下水道事業	H21.5.26	60,900,000	2,358,783	25,298,714	35,601,286	2.10	R21.3.25	財政融資資金
274	平成20年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H21.5.26	153,000,000	6,588,732	70,666,298	82,333,702	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
275	平成21年度	公共下水道事業	H21.8.20	359,600,000	13,928,052	149,382,880	210,217,120	2.10	R21.3.25	財政融資資金
276	平成21年度	公共下水道事業債	H21.8.20	1,900,000	81,821	877,553	1,022,447	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
277	平成21年度	公共下水道事業債	H22.5.26	74,100,000	2,819,226	28,129,924	45,970,076	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
278	平成21年度	流域下水道事業	H22.5.26	36,800,000	1,400,102	13,970,057	22,829,943	2.00	R22.3.25	財政融資資金
279	平成21年度	流域下水道事業債	H22.5.26	25,600,000	973,984	9,718,300	15,881,700	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
280	平成21年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H22.5.26	105,500,000	4,013,879	40,050,031	65,449,969	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
281	平成22年度	公共下水道事業債	H23.3.25	282,500,000	10,578,159	97,295,696	185,204,304	1.90	R23.3.1	財政融資資金
282	平成22年度	流域下水道事業債	H23.5.26	48,600,000	1,826,962	16,876,565	31,723,435	1.80	R23.3.25	財政融資資金
283	平成22年度	公共下水道事業債	H23.3.24	20,500,000	767,619	7,060,396	13,439,604	1.90	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
284	平成22年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H23.3.24	30,800,000	1,153,300	10,607,815	20,192,185	1.90	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
285	平成23年度	公共下水道事業債	H24.3.26	209,800,000	7,784,439	65,535,613	144,264,387	1.70	R24.3.1	財政融資資金
286	平成23年度	流域下水道事業債	H24.5.28	23,700,000	883,609	7,467,685	16,232,315	1.60	R24.3.25	財政融資資金
287	平成24年度	公共下水道事業債	H25.3.25	120,000,000	4,428,656	33,643,493	86,356,507	1.50	R25.3.1	財政融資資金
288	平成24年度	H24流域下水道事業債(通常分)	H25.5.28	11,900,000	441,689	3,366,838	8,533,162	1.40	R25.3.25	財政融資資金
289	平成25年度	公共下水道事業債 (24103)	H26.3.25	162,900,000	5,962,548	40,042,589	122,857,411	1.40	R26.3.1	財政融資資金
290	平成25年度	流域下水道事業債(H25)	H26.5.27	66,700,000	2,441,387	16,395,583	50,304,417	1.40	R26.3.25	財政融資資金
291	平成26年度	公共下水道事業債(H25)	H27.3.25	243,700,000	8,931,588	52,021,240	191,678,760	1.20	R27.3.1	財政融資資金
292	平成26年度	H26公共下水道事業(補助+単独)	H27.5.26	225,000,000	8,246,235	48,029,459	176,970,541	1.20	R27.3.20	地方公共団体金融機構資金
293	平成26年度	H26流域下水道事業債	H27.5.26	40,100,000	1,469,662	8,559,918	31,540,082	1.20	R27.3.1	地方公共団体金融機構資金
294	平成27年度	H26明許繰越:公共下水道事業(補助+単独)	H27.10.29	75,000,000	2,754,432	14,782,205	60,217,795	1.10	R27.9.20	地方公共団体金融機構資金
295	平成27年度	H27公共下水道事業債(補助+単独)	H28.2.25	145,000,000	4,833,332	50,750,026	94,249,974	0.70	R27.9.20	地方公共団体金融機構資金
296	平成28年度	H27流域下水道事業債	H28.4.27	50,400,000	1,680,000	16,800,000	33,600,000	0.30	R28.3.20	地方公共団体金融機構資金
297	平成28年度	H27通次:公共下水道事業債(補助+単独)	H28.4.27	50,000,000	1,666,666	16,666,680	33,333,320	0.30	R28.3.20	地方公共団体金融機構資金
298	平成28年度	H28公共下水道事業債	H29.3.30	90,000,000	3,103,448	24,827,592	65,172,408	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
299	平成28年度	H28公共下水道事業債	H29.3.27	88,000,000	2,906,205	22,769,347	65,230,653	0.60	R29.3.1	財政融資資金
300	平成28年度	H28流域下水道事業債	H29.5.25	44,900,000	1,548,274	12,386,246	32,513,754	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
301	平成28年度	H28流域下水道事業債	H29.5.25	4,800,000	165,516	1,324,164	3,475,836	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
302	平成29年度	H29公共下水道事業債	H30.3.26	192,000,000	6,620,688	46,344,864	145,655,136	0.50	R30.3.20	地方公共団体金融機構資金
303	平成29年度	H29流域下水道事業債	H30.4.26	54,000,000	1,862,068	13,034,504	40,965,496	0.50	R30.3.20	地方公共団体金融機構資金
304	平成30年度	H29繰越公共下水道事業債	H31.1.30	16,000,000	551,724	3,586,210	12,413,790	0.50	R30.9.20	地方公共団体金融機構資金
305	平成30年度	H30公共下水道事業債	H31.2.27	226,300,000	7,803,448	50,722,420	175,577,580	0.40	R30.9.20	地方公共団体金融機構資金
306	平成30年度	H30資本費平準化債	H31.3.22	393,000,000	20,680,000	124,080,000	268,920,000	0.24	R21.3.25	山梨信用金庫
307	平成30年度	H30流域下水道事業債	H31.4.25	38,900,000	1,341,378	8,048,306	30,851,694	0.40	R31.3.20	地方公共団体金融機構資金
308	平成30年度	H30流域下水道事業債(補正分)	R1.5.9	12,400,000	427,586	2,565,522	9,834,478	0.40	R31.3.20	地方公共団体金融機構資金
309	令和元年度	R1公共下水道事業債	R2.3.30	146,600,000	5,055,172	25,275,872	121,324,128	0.30	R32.3.20	地方公共団体金融機構資金
310	令和元年度	R1資本費平準化債	R2.3.30	340,400,000	17,915,788	89,578,968	250,821,032	0.10	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
311	令和元年度	R1流域下水道事業債	R2.3.30	23,500,000	810,344	4,051,744	19,448,256	0.30	R32.3.20	地方公共団体金融機構資金
312	令和2年度	R2資本費平準化債	R3.3.30	135,600,000	7,136,842	28,547,370	107,052,630	0.30	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
313	令和2年度	R2公共下水道事業債	R3.3.30	119,100,000	4,106,896	16,427,600	102,672,400	0.50	R33.3.20	地方公共団体金融機構資金
314	令和2年度	R2流域下水道事業債	R3.3.30	53,500,000	1,844,826	7,379,350	46,120,650	0.50	R33.3.20	地方公共団体金融機構資金
315	令和3年度	R2公共下水道事業債(繰越)(国の補正予算(第3号分))	R3.10.28	3,100,000	106,896	374,152	2,725,848	0.50	R33.9.20	地方公共団体金融機構資金

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
316	令和3年度	R2公共下水道事業債(繰越)	R4.3.30	900,000	31,034	93,116	806,884	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
317	令和3年度	R3公共下水道事業債	R4.3.30	108,900,000	3,755,172	11,265,528	97,634,472	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
318	令和3年度	R3資本費平準化債	R4.3.30	70,000,000	3,684,210	11,052,640	58,947,360	0.40	R24.3.20	地方公共団体金融機構資金
319	令和3年度	R3流域下水道事業債	R4.3.30	47,800,000	1,648,274	4,944,876	42,855,124	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
320	令和3年度	R3流域下水道事業債(国の補正予算(第1号分))	R4.3.30	23,700,000	817,240	2,451,760	21,248,240	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
321	令和4年度	R4公共下水道事業債	R5.3.30	128,200,000	4,420,688	8,841,424	119,358,576	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
322	令和4年度	R4資本費平準化債	R5.3.30	23,300,000	1,226,314	2,452,662	20,847,338	1.00	R25.3.20	地方公共団体金融機構資金
323	令和4年度	R4流域下水道事業債	R5.3.30	62,100,000	2,141,378	4,282,794	57,817,206	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
324	令和4年度	R4流域下水道事業債(国の補正予算(第2号分))	R5.3.30	29,000,000	1,000,000	2,000,000	27,000,000	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
325	令和5年度	R5公共下水道事業債	R6.3.28	83,500,000	2,879,320	2,879,320	80,620,680	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
326	令和5年度	R5流域下水道事業債	R6.3.28	51,300,000	1,769,008	1,769,008	49,530,992	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
327	令和5年度	R5公共下水道事業債	R6.3.28	25,800,000	889,688	889,688	24,910,312	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
328	令和5年度	R5流域下水道事業債(国の補正予算(第1号分))	R6.3.28	31,000,000	1,069,008	1,069,008	29,930,992	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
329	令和5年度	R5資本費平準化債	R6.3.28	116,700,000	6,142,128	6,142,128	110,557,872	1.00	R26.3.20	地方公共団体金融機構資金
330	令和6年度	R6公共下水道事業債	R7.3.27	133,100,000	0	0	133,100,000	2.00	R37.3.20	地方公共団体金融機構資金
331	令和6年度	R5公共下水道事業債	R7.3.27	55,700,000	0	0	55,700,000	2.00	R37.3.20	地方公共団体金融機構資金
332	令和6年度	R6流域下水道事業債	R7.3.27	64,000,000	0	0	64,000,000	2.00	R37.3.20	地方公共団体金融機構資金
333	令和6年度	R6流域下水道事業債(国の補正予算(第1号分))	R7.3.27	52,900,000	0	0	52,900,000	2.00	R37.3.20	地方公共団体金融機構資金
334	令和6年度	R6資本費平準化債	R7.3.27	40,000,000	0	0	40,000,000	1.70	R27.3.20	地方公共団体金融機構資金
335	令和7年度	R7公共下水道事業債	R8.3.30	175,300,000	0	0	175,300,000	2.90	R38.3.20	地方公共団体金融機構資金
336	令和7年度	R7流域下水道事業債	R8.3.30	57,700,000	0	0	57,700,000	2.90	R38.3.20	地方公共団体金融機構資金
337	令和7年度	R7資本費平準化債	R8.3.30	20,000,000	0	0	20,000,000	2.50	R28.3.20	地方公共団体金融機構資金
合 計				23,031,600,000	1,019,061,561	14,366,257,103	8,665,342,897			

議案第 110 号

令和 7 年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について

令和 7 年度笛吹市簡易水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 7 年度

笛 吹 市 簡 易 水 道 事 業 会 計 決 算 書

令和7年度 笛吹市簡易水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 簡易水道事業収益	33,830,000	△ 1,700,000	0	32,130,000	33,632,315	1,502,315	299,171
第1項 営業収益	3,266,000	0	0	3,266,000	3,337,174	71,174	299,171
第2項 営業外収益	30,564,000	△ 1,700,000	0	28,864,000	29,936,516	1,072,516	0
第3項 特別利益	0	0	0	0	358,625	358,625	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 簡易水道事業費用	33,830,000	△ 1,700,000	0	0	0	32,130,000	0	32,130,000	27,678,984	0	4,451,016	906,168
第1項 営業費用	33,085,000	△ 1,700,000	0	△ 7,000	0	31,378,000	0	31,378,000	27,418,021	0	3,959,979	906,168
第2項 営業外費用	283,000	0	0	0	0	283,000	0	283,000	92,576	0	190,424	0
第3項 特別損失	162,000	0	0	7,000	0	169,000	0	169,000	168,387	0	613	0
第4項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	0	300,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	1,187,000	0	1,187,000	0	0	1,187,000	1,187,824	824	0
第1項 出資金	1,187,000	0	1,187,000	0	0	1,187,000	1,187,824	824	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	2,337,000	0	0	2,337,000	0	0	2,337,000	2,336,348	0	0	0	652	0
第1項 企業債償還金	2,337,000	0	0	2,337,000	0	0	2,337,000	2,336,348	0	0	0	652	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,148,524 円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

令和7年度 笛吹市簡易水道事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 給水収益	2,903,403	
(2) その他営業収益	134,600	3,038,003

2. 営業費用

(1) 原水及び浄水費	6,379,320	
(2) 配水及び給水費	790,454	
(3) 総係費	7,494,556	
(4) 減価償却費	11,847,523	
(5) 資産減耗費	0	
(6) その他営業費用	0	26,511,853

営 業 利 益 △ 23,473,850

3. 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	60,745	
(2) 他会計補助金	18,665,165	
(3) 長期前受金戻入	10,692,196	
(4) 雑収益	4,200	29,422,306

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	92,576		
(2) 雑支出	92,787	185,363	29,236,943

経 常 利 益 5,763,093

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	358,625	358,625

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	168,387		
(2) その他特別損失	0	168,387	190,238

当 年 度 純 利 益 5,953,331

前年度繰越利益剰余金 39,417

当年度未処分利益剰余金 5,992,748

令和 7 年度 笛吹市簡易水道事業剰余金計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		他会計負担金	県負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	11,755,024	9,000,000	12,586,950	21,586,950	0	500,000	17,300,000	5,139,417	22,939,417	56,281,391
前年度処分額	0	0	0	0	500,000	1,000,000	3,600,000	△ 5,100,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	500,000	1,000,000	3,600,000	△ 5,100,000	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	500,000	0	0	△ 500,000	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	1,000,000	0	△ 1,000,000	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	3,600,000	△ 3,600,000	0	0
	法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度資本金への繰入れ	1,187,824	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	12,942,848	9,000,000	12,586,950	21,586,950	500,000	1,500,000	20,900,000	(繰越利益剰余金) 39,417	22,939,417	57,469,215
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	5,953,331	5,953,331	5,953,331
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	5,953,331	5,953,331	5,953,331
当年度末残高	12,942,848	9,000,000	12,586,950	21,586,950	500,000	1,500,000	20,900,000	(当年度未処分利益剰余金) 5,992,748	28,892,748	63,422,546

別表第十三号（第十二条関係）

令和7年度 笛吹市簡易水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,942,848	21,586,950	5,992,748
議会の議決による処分額	0	0	△ 5,900,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 1,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 500,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 4,400,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	12,942,848	21,586,950	(繰越利益剰余金) 92,748

令和 7 年度 笛吹市簡易水道事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		21,586,950	
ロ. 建物	76,952		
減価償却累計額	<u>△69,258</u>	7,694	
ハ. 構築物	235,658,850		
減価償却累計額	<u>△65,891,661</u>	169,767,189	
ニ. 機械及び装置	15,567,549		
減価償却累計額	<u>△9,889,531</u>	5,678,018	
有形固定資産合計		<u>197,039,851</u>	
固定資産合計			<u>197,039,851</u>

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		38,001,702	
(2) 未収金	550,154		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 3,918</u>	546,236	
(4) 前払費用		16,650	
(5) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>38,564,588</u>
資産合計			<u>235,604,439</u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	8,398,266	
固定負債合計		8,398,266

4. 流動負債

(1) 企業債	2,352,452	
(2) 未払金	1,919,433	
(3) 引当金	584,000	
(4) 預り金	0	
流動負債合計		4,855,885

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	228,213,394	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 69,285,652	
繰延収益合計		158,927,742
負債合計		172,181,893

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	7,720,024	
(2) 繰入資本金	5,222,824	
資本金合計		12,942,848

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ. 他会計負担金	9,000,000	
ロ. 県負担金	12,586,950	
資本剰余金合計		21,586,950
(2) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	500,000	
ロ. 利益積立金	1,500,000	
ハ. 建設改良積立金	20,900,000	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	5,992,748	
利益剰余金合計		28,892,748
剰余金合計		50,479,698
資本合計		63,422,546
負債、資本合計		235,604,439

注記

※ 1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
建物	50年
構築物	10～58年
機械及び装置	8～17年

※ 2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金	債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
(2) 退職給付引当金	職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
(3) 賞与引当金	職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

※ 3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は5,536,153円である。

※ 4. その他の注記

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

令和7年度 笛吹市簡易水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(営業)

給水状況については、総配水量は55,533^m、有収水量は50,651^mとなり、有収率については、91.2%となりました。
給水世帯数は283戸、給水人口は288人で、計画給水人口570人に対して50.5%の普及率となりました。
また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費にかかる資材の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(経理)

収益的収支では収入32,818,934円に対して、支出26,865,603円で差引き5,953,331円の当期純利益となりました。
資本的収支では、1,148,524円の不足が生じたので、補填財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和7年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は121.59%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は18.14%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、30.18%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 107 号	令和6年度 笛吹市簡易水道事業会計決算認定	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 124 号	笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正	令和7年12月2日	令和7年12月17日
第 135 号	令和7年度 笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	令和7年12月2日	令和7年12月17日
第 36 号	令和8年度 笛吹市簡易水道事業会計予算	令和8年2月20日	令和8年3月24日

(4) 職員に関する事項

職 種 別	令和8年3月31日現在	令和7年3月31日現在	増 減
事務史員	1 人	1 人	0 人
技能職員	0 人	0 人	0 人
計	1 人	1 人	0 人

2. 業務

(1) 業務量

事 項		単 位	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	比 較	
					増 減	比 率 %
年 度 末 給 水 人 口		人	288	296	△8	97.3
計 画 給 水 人 口		人	570	570	0	100.0
普 及 率		%	50.5	51.9	△1.4	97.3
年 度 末 給 水 世 帯		戸	283	283	0	100.0
配 水 量	年 間	m ³	55,533	63,307	△7,774	87.7
	1 月 平 均	m ³	4,628	5,276	△648	87.7
	1 日 平 均	m ³	152	173	△21	87.9
有 収 水 量	年 間	m ³	50,651	57,293	△6,642	88.4
	1 月 平 均	m ³	4,221	4,774	△553	88.4
	1 日 平 均	m ³	139	157	△18	88.5
1 日 最 大 配 水 量		m ³	340	340	0	
有 収 率		%	91.2	90.5	0.7	

供給単価＝ $\frac{\text{給 水 収 益} \quad 2,903,403}{\text{有 収 水 量} \quad 50,651} = \underline{57.3 \text{ 円}/\text{m}^3}$

給水原価＝ $\frac{\text{経 常 費 用} \quad 26,697,216 \quad - \quad (\text{長期前受金戻入}+\text{受託工事費}+\text{材料及不用品売却原価}+\text{附帯事業費}) \quad 10,692,196}{\text{有 収 水 量} \quad 50,651} = \underline{316.0 \text{ 円}/\text{m}^3}$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	給 水 収 益	2,903,403
	そ の 他 営 業 収 益	134,600
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	60,745
	他 会 計 補 助 金	18,665,165
	長 期 前 受 金 戻 入	10,692,196
	雑 収 益	4,200
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	0
	そ の 他 特 別 利 益	358,625
	合 計	32,818,934

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	原 水 及 び 浄 水 費	6,379,320
	配 水 及 び 給 水 費	790,454
	総 係 費	7,494,556
	減 価 償 却 費	11,847,523
	資 産 減 耗 費	0
	そ の 他 営 業 費 用	0
営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	92,576
	雑 支 出	92,787
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	168,387
	そ の 他 特 別 損 失	0
	合 計	26,865,603

3. 会計

(1) 企業債の概況

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	13,087,066 円	0 円	2,336,348 円	10,750,718 円

4. その他

(1) 補助金等の使途について

- ア 収益的収入の他会計補助金18,665,165円については、動力費の課税仕入(特定収入)に1,010,341円、減価償却費等の課税仕入以外(特定収入以外)に17,654,824円を充当しました。

令和7年度 笛吹市簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

笛吹市簡易水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	5,953,331
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	11,847,523
賞与引当金の増減額 (△は減少)	39,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,389
長期前受金戻入額	△ 10,692,196
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 8,591
受取利息及び配当金	△ 60,745
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 92,576
未収金の増減額 (△は増加)	150,623
未払金の増減額 (△は減少)	1,399,563
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
前払金の増減額 (△は増加)	0
小計	8,537,321
受取利息及び配当金	60,745
支払利息及び企業債取扱諸費	92,576
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,690,642

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	0
建設改良企業債の償還による支出	△ 2,336,348
他会計からの出資による収入	1,187,824
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,148,524

IV 資金増加(減少)額	7,542,118
V 資金期首残高	30,459,584
VI 資金期末残高	38,001,702

令和 7 年度 笛吹市簡易水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
簡易水道事業収益				32,818,934	
	営業収益			3,038,003	
		給水収益		2,903,403	
			給水収益	2,903,403	
		その他営業収益		134,600	
			加入負担金	100,000	
			手数料	34,600	
	営業外収益			29,422,306	
		受取利息及び配当金		60,745	
			預金利息	60,745	
		他会計補助金		18,665,165	
			一般会計補助金	18,665,165	
		長期前受金戻入		10,692,196	
			長期前受金戻入	10,692,196	
		雑収益		4,200	
			その他雑収益	4,200	
	特別利益			358,625	
		その他特別利益		358,625	
			その他特別利益	358,625	
合計				32,818,934	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
簡易水道事業費用				26,865,603	
	営業費用			26,511,853	
		原水及び浄水費		6,379,320	
			備消品費	14,800	
			委託料	3,000,828	
			賃借料	314,184	
			動力費	2,772,661	
			薬品費	276,500	
			保険料	347	
		配水及び給水費		790,454	
			備消品費	124,500	
			委託料	91,800	
			修繕費	419,000	
			材料費	116,972	
			負担金	38,182	
		総係費		7,494,556	
			給料	2,912,400	
			手当	903,892	
			賞与引当金繰入	584,000	
			法定福利費	783,975	
			旅費	0	
			退職手当組合負担金	358,800	
			備消品費	5,000	
			印刷製本費	18,000	

款	項	目	節	金額	備考
			手数料	37,567	
			研修費	0	
			会費負担金	2,000	
			負担金	1,868,354	
			保険料	16,650	
			貸倒引当金繰入額	3,918	
		減価償却費		11,847,523	
			有形固定資産減価償却費	11,847,523	
	営業外費用			185,363	
		支払利息及び企業債取扱諸費		92,576	
			企業債利息	92,576	
		雑支出		92,787	
			その他営業外費用 雑支出	92,787	
	特別損失			168,387	
		過年度損益修正損		168,387	
			過年度損益修正損	168,387	
合計				26,865,603	

令和 7 年度 笛吹市簡易水道事業資本的収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本的収入				1,187,824	
	出資金			1,187,824	
		出資金		1,187,824	
			元金償還の財源に 充てるための出資金	1,187,824	
合計				1,187,824	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本の支出				2,336,348	
	企業債償還金			2,336,348	
		企業債償還金		2,336,348	
			簡易水道債 償還元金	2,336,348	
合計				2,336,348	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 当 現 在	当 増 年 加 度 額	当 減 年 少 度 額	当 現 在 度 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 年 現 在
					当 年 度 償 却 額	累 計	
土 地	21,586,950	0	0	21,586,950	0	0	21,586,950
建 物	76,952	0	0	76,952	0	69,258	7,694
構 築 物	235,658,850	0	0	235,658,850	11,012,309	65,891,661	169,767,189
機 械 及 び 装 置	15,567,549	0	0	15,567,549	835,214	9,889,531	5,678,018
計	272,890,301	0	0	272,890,301	11,847,523	75,850,450	197,039,851

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成11年度	特別債 簡易水道事業債	H12.1.31	13,500,000	632,987	11,182,663	2,317,337	2.00	R11.9.25	資金運用部
2	平成11年度	特別債 簡易水道事業債	H12.1.31	1,500,000	70,332	1,242,518	257,482	2.00	R11.9.25	資金運用部
3	令和元年度	特別債 簡易水道事業債(公営企業会計適用債)	R2.3.27	12,400,000	1,240,000	7,440,000	4,960,000	0.22	R12.3.25	笛吹農業協同組合
4	令和5年度	簡易水道事業債	R6.3.28	4,000,000	393,029	784,101	3,215,899	0.50	R16.3.20	地方公共団体金融機構
合 計				31,400,000	2,336,348	20,649,282	10,750,718			

議案第 111 号

令和 7 年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について

令和 7 年度笛吹市農業集落排水事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 7 年度

笛吹市農業集落排水事業会計決算書

令和 7 年度 笛吹市農業集落排水事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】					(単位: 円)		
区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業収益	53,881,000	0	0	53,881,000	54,143,873	262,873	746,631
第1項 営業収益	8,287,000	0	0	8,287,000	8,234,520	△ 52,480	746,631
第2項 営業外収益	45,594,000	0	0	45,594,000	45,909,353	315,353	0
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0	0

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 農業集落排水事業費用	53,881,000	0	0	0	0	53,881,000	0	53,881,000	49,799,408	0	4,081,592	969,737
第1項 営業費用	51,012,000	0	0	0	0	51,012,000	0	51,012,000	48,153,451	0	2,858,549	969,737
第2項 営業外費用	2,565,000	0	0	0	0	2,565,000	0	2,565,000	1,645,957	0	919,043	0
第3項 特別損失	4,000	0	0	0	0	4,000	0	4,000	0	0	4,000	0
第4項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	0	300,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水業資本的収入	27,132,000	0	27,132,000	0	0	27,132,000	27,132,587	587	0
第1項 出資金	27,132,000	0	27,132,000	0	0	27,132,000	27,132,587	587	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 農業集落排水事業資本的支出	27,133,000	0	0	27,133,000	0	0	27,133,000	27,132,587	0	0	0	413	0
第1項 企業債償還金	27,133,000	0	0	27,133,000	0	0	27,133,000	27,132,587	0	0	0	413	0

令和7年度 笛吹市農業集落排水事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 農業集落排水施設使用料	7,487,889	
(2) その他営業収益	0	7,487,889

2. 営業費用

(1) 管渠施設費	9,323,394	
(2) 総係費	5,862,758	
(3) 減価償却費	31,997,562	
(4) 資産減耗費	0	
(5) その他営業費用	0	47,183,714

営業利益

△ 39,695,825

3. 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	98,333	
(2) 他会計補助金	26,040,000	
(3) 長期前受金戻入	19,546,560	
(4) 雑収益	4,000	45,688,893

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,645,957		
(2) 雑支出	2,646	1,648,603	44,040,290

経常利益

4,344,465

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	0	0

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	0		
(2) その他特別損失	0	0	0

当年度純利益

4,344,465

前年度繰越利益剰余金

58,640

当年度未処分利益剰余金

4,403,105

令和 7 年度 笛吹市農業集落排水事業剰余金計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		その他資本剰余金		資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	323, 062, 430	3, 783, 845	0	3, 783, 845	0	0	0	3, 158, 640	3, 158, 640	330, 004, 915
前年度処分額	0	0	0	0	2, 000, 000	0	1, 100, 000	△ 3, 100, 000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	2, 000, 000	0	1, 100, 000	△ 3, 100, 000	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	2, 000, 000	0	0	△ 2, 000, 000	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	1, 100, 000	△ 1, 100, 000	0	0
	条例による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度資本金への繰入れ	27, 132, 587	0	0	0	0	0	0	0	0	27, 132, 587
処分後残高	350, 195, 017	3, 783, 845	0	3, 783, 845	2, 000, 000	0	1, 100, 000	(繰越利益剰余金) 58, 640	3, 158, 640	357, 137, 502
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	4, 344, 465	4, 344, 465	4, 344, 465
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	4, 344, 465	4, 344, 465	4, 344, 465
当年度末残高	350, 195, 017	3, 783, 845	0	3, 783, 845	2, 000, 000	0	1, 100, 000	(当年度未処分利益剰余金) 4, 403, 105	7, 503, 105	361, 481, 967

別表第十三号（第十二条関係）

令和7年度 笛吹市農業集落排水事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	350,195,017	3,783,845	4,403,105
議会の議決による処分数額	0	0	△ 4,400,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 2,000,000
利益積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 2,400,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	350,195,017	3,783,845	(繰越利益剰余金) 3,105

令和 7 年度 笛吹市農業集落排水事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		50,052,901	
ロ. 建物	62,312,424		
減価償却累計額	△4,517,032	57,795,392	
ハ. 構築物	770,452,307		
減価償却累計額	△56,277,450	714,174,857	
ニ. 機械及び装置	40,504,232		
減価償却累計額	△3,354,358	37,149,874	
有形固定資産合計		859,173,024	
固定資産合計			859,173,024

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		66,794,247	
(2) 未収金	284,540		
(3) 貸倒引当金	△ 30,473	254,067	
(4) 前払費用		7,400	
(5) 前払金		0	
流動資産合計		67,055,714	
資産合計			926,228,738

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	43,859,291	
固定負債合計		43,859,291

4. 流動負債

(1) 企業債	23,856,172	
(2) 未払金	4,869,616	
(3) 引当金	422,000	
(4) その他流動負債	0	
流動負債合計		29,147,788

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	530,919,727	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 39,180,035	
繰延収益合計		491,739,692
負債合計		564,746,771

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	294,992,874	
(2) 繰入資本金	55,202,143	
資本金合計		350,195,017

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ. その他資本剰余金	3,783,845	
資本剰余金合計		3,783,845
(2) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	2,000,000	
ロ. 建設改良積立金	1,100,000	
ハ. 当年度未処分利益剰余金	4,403,105	
利益剰余金合計		7,503,105
剰余金合計		11,286,950
資本合計		361,481,967
負債、資本合計		926,228,738

注記

※ 1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
建物	50年
構築物	50年
機械及び装置	9～20年

※ 2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。

(3) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

※ 3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は59,538,000円である。

※ 4. その他の注記

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和7年度 笛吹市農業集落排水事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(営業)

有収水量は、43,982m³で前年度に対して6,147m³減少し、農業集落排水施設使用料は、7,487,889円で95,247円の減少となりました。
水洗化戸数については前年度に対して増減がありませんでした。
人口減少及び企業会計移行に伴う費用の発生があったため、今年度は収入、支出共に減少となりました。

(経理)

収益的収支では収入53,176,782円に対して、支出48,832,317円で差引き4,344,465円の当期純利益となりました。

(2) 経営指標に関する事項

令和7年度決算における経営成績について、経常収支比率は108.90%となり、経費回収率は46.38%となりました。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は7.35%となり、管路老朽化率は法定耐用年数を経過した管渠延長がないため、0%です。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 108 号	令和6年度 笛吹市農業集落排水事業会計決算認定	令和7年9月2日	令和7年9月26日
第 136 号	令和7年度 笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	令和7年12月2日	令和7年12月17日
第 37 号	令和8年度 笛吹市農業集落排水事業会計予算	令和8年2月20日	令和8年3月24日

(4) 職員に関する事項

職 種 別	令和8年3月31日現在	令和7年3月31日現在	増 減
事務史員	1 人	1 人	0 人
技能職員	0 人	0 人	0 人
計	1 人	1 人	0 人

2. 業務

(1) 業務量

事 項	単 位	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	比 較	
				増 減	比 率 (%)
処 理 区 域 面 積	ha	22	22	0	100.0
行 政 人 口 (a)	人	66,149	66,659	△510	99.2
処 理 区 域 内 人 口 (b)	人	247	254	△7	97.2
処 理 区 域 内 水 洗 化 人 口 (c)	人	247	254	△7	97.2
普 及 率 (人 口) (b/a)	%	0.4	0.4	0.0	100.0
水 洗 化 率 (人 口) (c/b)	%	100.0	100.0	0.0	100.0
処理区域内世帯数 (公共枡設置数)	戸	373	373	0	100.0
処 理 区 域 内 水 洗 化 世 帯 数	戸	238	237	1	100.4
年 間 有 収 水 量	m ³	43,982	50,129	△6,147	87.7

料金単価＝ $\frac{\text{農業集落排水使用料}}{\text{有 収 水 量}} = \frac{7,487,889}{43,982} = 170.3\text{円}$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	農 業 集 落 排 水 施 設 使 用 料	7,487,889
	そ の 他 営 業 収 益	0
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	98,333
	他 会 計 補 助 金	26,040,000
	長 期 前 受 金 戻 入	19,546,560
	雑 収 益	4,000
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	0
	そ の 他 特 別 利 益	0
	合 計	53,176,782

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	管 渠 施 設 費	9,323,394
	総 係 費	5,862,758
	減 価 償 却 費	31,997,562
	資 産 減 耗 費	0
	そ の 他 営 業 費 用	0
営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,645,957
	雑 支 出	2,646
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	0
	そ の 他 特 別 損 失	0
	合 計	48,832,317

3. 会計

(1) 企業債の概況

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	94,848,050 円	0 円	27,132,587 円	67,715,463 円

4. その他

(1) 補助金等の使途について

ア 収益的収入の他会計補助金26,040,000円については、全額減価償却費等の課税仕入以外（特定収入以外）に充当しました。

イ 収益的収入の還付加算金1,100円については、全額減価償却費の課税仕入以外（特定収入以外）に充当しました。

令和7年度 笛吹市農業集落排水事業キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

笛吹市農業集落排水事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	4,344,465
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	31,997,562
長期前受金戻入額	△ 19,546,560
賞与引当金の増減額 (△は減少)	23,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	21,568
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
受取利息及び配当金	△ 98,333
支払利息及び企業債取扱諸費	1,645,957
固定資産除却費	0
未収金の増減額 (△は増加)	1,712,728
未払金の増減額 (△は減少)	△ 2,974,378
前払費用の増減額 (△は増加)	0
前払金の増減額 (△は増加)	0
小計	17,126,009
受取利息及び配当金	98,333
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 1,645,957
業務活動によるキャッシュ・フロー	15,578,385

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	0
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
受贈財産の受け入れ	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	0
建設改良企業債の償還による支出	△ 27,132,587
他会計からの出資による収入	27,132,587
財務活動によるキャッシュ・フロー	0

IV 資金増加(減少)額	15,578,385
V 資金期首残高	51,215,862
VI 資金期末残高	66,794,247

令和 7 年度 笛吹市農業集落排水事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
農業集落排水事業収益				53,176,782	
	営業収益			7,487,889	
		農業集落排水施設使用料		7,487,889	
			農業集落排水施設使用料	7,487,889	
		その他営業収益		0	
			加入負担金	0	
	営業外収益			45,688,893	
		受取利息及び配当金		98,333	
			預金利息	98,333	
		他会計補助金		26,040,000	
			一般会計補助金	26,040,000	
		長期前受金戻入		19,546,560	
			長期前受金戻入	19,546,560	
		雑収益		4,000	
			その他雑収益	4,000	
	特別利益			0	
		過年度損益修正益		0	
			過年度損益修正益	0	
		その他特別利益		0	
			引当金戻入	0	
合計				53,176,782	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
農業集落排水事業費用				48,832,317	
	営業費用			47,183,714	
		管渠施設費		9,323,394	
			備用品費	78,400	
			光熱費	148,156	
			動力費	2,731,991	
			燃料費	0	
			修繕費	562,000	
			通信運搬費	742,147	
			委託料	4,960,800	
			手数料	37,500	
			負担金	55,000	
			保険料	7,400	
		総係費		5,862,758	
			給料	2,902,500	
			手当	948,521	
			賞与引当金繰入額	422,000	
			法定福利費	775,297	
			退職手当組合負担金	357,084	
			印刷製本費	18,000	
			手数料	19,606	
			負担金	378,182	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
			貸倒引当金繰入額	21,568	
			会費負担金	20,000	
		減価償却費		31,997,562	
			有形固定資産減価償却費	31,997,562	
		資産減耗費		0	
			固定資産除却費	0	
	営業外費用			1,648,603	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		1,645,957	
			企業債利息	1,645,957	
		雑支出		2,646	
			その他営業外費用雑支出	2,646	
	特別損失			0	
		過年度損益修正損		0	
			過年度損益修正損	0	
		その他特別損失		0	
			その他特別損失	0	
合計				48,832,317	

令和 7 年度 笛吹市農業集落排水事業資本の収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
農業集落排水事業資本の収入				27,132,587	
	出資金			27,132,587	
		他会計出資金		27,132,587	
			一般会計出資金	27,132,587	
合計				27,132,587	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
農業集落排水事業資本の支出				27,132,587	
	企業債償還金			27,132,587	
		企業債償還金		27,132,587	
			農業集落排水事業債元金償還金	27,132,587	
合計				27,132,587	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 当 現 在	当 増 年 加 度 額	当 減 年 少 度 額	当 現 在 度 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 年 現 在
					当 年 度 償 却 額	累 計	
土 地	50,052,901	0	0	50,052,901	0	0	50,052,901
建 物	62,312,424	0	0	62,312,424	2,258,516	4,517,032	57,795,392
構 築 物	770,452,307	0	0	770,452,307	27,730,462	56,277,450	714,174,857
機 械 及 び 装 置	40,504,232	0	0	40,504,232	2,008,584	3,354,358	37,149,874
計	923,321,864	0	0	923,321,864	31,997,562	64,148,840	859,173,024

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成8年度	農業集落排水事業	H9.3.25	29,600,000	1,575,764	27,979,805	1,620,195	2.80	R9.3.1	資金運用部
2	平成9年度	農業集落排水事業	H10.3.25	122,400,000	5,965,558	110,088,422	12,311,578	2.10	R10.3.1	資金運用部
3	平成9年度	農業集落排水事業	H10.3.30	42,900,000	2,347,959	42,900,000	0	2.20	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
4	平成9年度	農業集落排水事業	H10.5.25	48,200,000	2,328,476	43,401,700	4,798,300	2.00	R10.3.25	資金運用部
5	平成9年度	農業集落排水事業	H10.5.28	16,700,000	904,953	16,700,000	0	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
6	平成9年度	農業集落排水事業	H10.5.28	9,000,000	485,269	9,000,000	0	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
7	平成10年度	農業集落排水事業	H11.5.20	38,100,000	1,967,691	36,096,732	2,003,268	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
8	平成10年度	農業集落排水事業	H11.5.20	7,200,000	370,151	6,823,343	376,657	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
9	平成11年度	農業集落排水事業	H12.3.22	29,200,000	1,505,436	26,097,741	3,102,259	2.0	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
10	平成11年度	農業集落排水事業	H12.3.24	136,600,000	6,341,470	109,933,604	26,666,396	2.0	R12.3.1	資金運用部
11	平成11年度	農業集落排水事業	H12.4.28	8,600,000	446,954	7,677,587	922,413	2.1	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
12	平成11年度	農業集落排水事業	H12.4.28	5,000,000	259,857	4,463,715	536,285	2.1	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
13	平成11年度	農業集落排水事業	H12.5.10	26,600,000	1,243,386	21,358,373	5,241,627	2.1	R12.3.25	資金運用部
14	平成15年度	農業集落排水事業	H16.3.30	4,000,000	189,663	2,783,515	1,216,485	1.9	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
15	令和4年度	R4農業集落排水・公営企業会計適用債	R5.5.31	6,800,000	680,000	2,040,000	4,760,000	0.3	R15.3.25	笛吹農業協同組合
16	令和5年度	R5下水道事業債(農業集落排水 公営企業適用債)	R6.3.29	5,200,000	520,000	1,040,000	4,160,000	0.5	R16.3.25	笛吹農業協同組合
合 計				536,100,000	27,132,587	468,384,537	67,715,463			

議案第 112 号

契約の締結について(芦川グリーンロッジ改修工事(建築主体)(債務))
次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 芦川グリーンロッジ改修工事(建築主体)(債務)
- 2 工事場所 笛吹市芦川町鶯宿 1760 番地 芦川グリーンロッジ
- 3 請負金額 金 217,250,000 円(税込み)
- 4 請負業者 山梨県笛吹市八代町北 1047 番地 1
風間興業株式会社
代表取締役 風間 隆二

提案理由

芦川グリーンロッジ改修工事(建築主体)(債務)の請負契約を締結したいので、
笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例
第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書



- 1 契約番号 5081000067
- 2 工事名 芦川グリーンロッジ改修工事（建築主体）（債務）
- 3 工事場所 笛吹市芦川町鶯宿1760番地 芦川グリーンロッジ
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和9年 10月 29日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	1	7	2	5	0	0	0	0

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金19,750,000円

- 7 契約保証金 保証保険等（21,725,000円）
- 8 支払条件 前金払40%以内、部分払5回以内又は中間前金払20%以内、及び完成払
- 9 建設発生土の搬出先等 特記仕様書に定めがあるときは、その定めによる。
- 10 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおり

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

（仮契約日）令和8年 8月 3日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部7
笛吹市

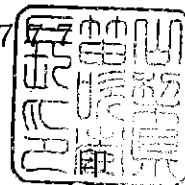
職・氏名 笛吹市長 山下政樹

受注者 住 所 山梨県笛吹市八代町北1047番地1

商号又は名称 風間興業株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 風間隆二

（議決日）令和 年 月 日



議案第 113 号

変更契約の締結について(春日居福社会館大規模改修工事(建築主体)(債務))

春日居福社会館大規模改修工事(建築主体)(債務)の請負契約について、次のとおり変更契約を締結することについて議決を求める。

1 変更事項

- (1) 契約金額 金 30,613,000 円(増額)(税込み)

提案理由

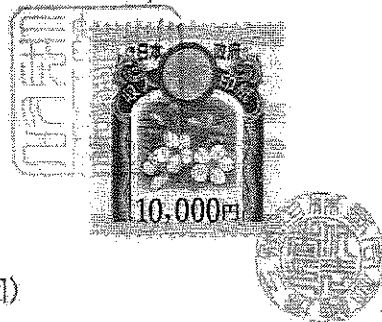
春日居福社会館大規模改修工事(建築主体)(債務)に係る工事内容の変更に伴い、契約金額を増額する必要があることから変更契約(第1回)を締結したいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、本案を提出するものである。

※変更後の契約内容

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 春日居福社会館大規模改修工事(建築主体)(債務) |
| 2 工 事 場 所 | 笛吹市春日居町寺本 142 番地 春日居福社会館 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契 約 金 額 | 金 287,573,000 円(税込み) |
| 5 契約の相手方 | 山梨県笛吹市御坂町金川原 850 番地 1
株式会社 地場工務店
代表取締役 地場 亜紀子 |

建設工事請負変更仮契約書

(第 1 回)



1. 契約番号 5071000103
2. 工 事 名 春日居福祉会館大規模改修工事（建築主体）（債務）
3. 工事場所 笛吹市春日居町寺本142番地1 春日居福祉会館
4. 変更事項
 - (1) 請負代金額 金 30,613,000円 (増額)
[うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 2,783,000円 (増額)]
 - (2) 工 事 内 容 別紙のとおり

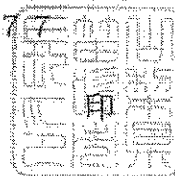
令和7年12月17日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。

なお、この契約は仮契約であり、笛吹市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。但し、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 8年 8月18日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部77
笛吹市
職 氏 名 笛吹市長 山下 政樹



受注者 住 所 山梨県笛吹市御坂町金川原850番地1
商号又は名称 株式会社 地場工務店
代表者職・氏名 代表取締役 地場 亜紀子



(議 決 日) 令和 年 月 日



議案第 114 号

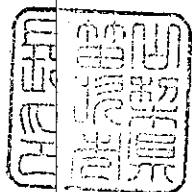
動産の取得について(ゼロトラスト環境構築用サーバー購入)

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | ゼロトラスト環境構築用サーバー購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 金 61,482,300 円(税込み) |
| 4 契約の相手方 | 山梨県甲府市湯田 1-13-2
株式会社 YSKe-com
代表取締役 奥山 栄樹 |

提案理由

ゼロトラスト環境構築用サーバー購入について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



物 品 売 買 仮 契 約 書

1. 契約番号 5083000036
2. 件名 ゼロトラスト環境構築用サーバー購入
3. 契約金額 金 61,482,300 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 5,589,300 円)
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和 9 年 2 月 19 日
6. 納入場所 笛吹市内
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下、「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

（仮契約日） 令和 8 年 8 月 17 日

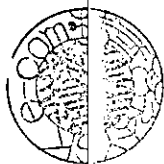
買受人	住所又は所在地	山梨県笛吹市石和町市部777-
		笛吹市
	職 ・ 氏 名	笛吹市長 山下 政樹



売渡人	住所又は所在地	山梨県甲府市湯田1-13-2
	商号又は名称	株式会社YSKe-com
	代表者職・氏名	代表取締役 奥山 栄樹



（議決日） 令和 年 月 日



議案第 115 号

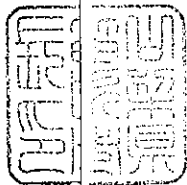
動産の取得について(学校ネットワーク改善用機器類購入)

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する動産 | 学校ネットワーク改善用機器類購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 金 93,167,250 円(税込み) |
| 4 契約の相手方 | 山梨県笛吹市境川町三柵 301
株式会社ジインズ
代表取締役 廣瀬 光男 |

提案理由

学校ネットワーク改善用機器類購入について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



物 品 売 買 仮 契 約 書

1. 契約番号 5083000037
2. 件名 学校ネットワーク改善用機器類購入
3. 契約金額 金 93,167,250円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 8,469,750円)
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和8年11月27日
6. 納入場所 笛吹市内
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下、「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決が得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

（仮契約日）令和 8年 8月17日

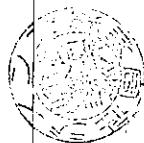
買受人	住所又は所在地	山梨県笛吹市石和町市部77
		笛吹市
	職 ・ 氏 名	笛吹市長 山下 政樹



売渡人	住所又は所在地	山梨県笛吹市境川町三柵301
	商号又は名称	株式会社ジインズ
	代表者職・氏名	代表取締役 廣瀬 光男



（議決日）令和 年 月 日



議案第 116 号

市道認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり市道を認定したいので、
議会の議決を求める。

認定路線

市道1627号線	起点	笛吹市石和町窪中島字善海町55番1地先	延長	95.0m
	終点	笛吹市石和町窪中島字新開町90番7地先		

道路任意図

市道認定

石和町窪中島

開発エリア

道路延長 95.00m
幅員最大 9.50m
幅員最小 5.00m

市道 1627 号線

1/1,000

0m 20m 40m 60m 80m

